
◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回川西町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、第2日目に引き続き一般質問を行います。

本日は4名の方の一般質問を行います。

本日の発言順位により発言を許します。

第1順位の寒河江 司君は質問席にお着きください。

4番寒河江 司君。

第1順位、寒河江 司君。

(4番 寒河江 司君 登壇)

○4番 皆様、おはようございます。

トップバッターで質問をさせていただきます。

議長宛てに通告のとおりご質問をいたします。

万福寺川堤防のかさ上げについてでございます。

先月のというよりも10月の台風19号により日本各地に甚大な被害が発生いたしました。本町におきましても黒川、吉島地区で床上、床下浸水の被害を受け、道路の欠損、河川の決壊、農作物の冠水など予想以上の被害となりました。

被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

最近の台風やゲリラ豪雨など観測史上類を見ない雨量があり、予想や想定外の被害が相次

いでいますが、黒川、吉島地区を見ましても、今までに災害が起こらないところで被害に遭っているというのが現状であります。

また、吉島地区の万福寺川周辺におきましても水位が上がり、堤防を越して被害に遭ったわけですが、万福寺川橋から下流の部分が国交省管轄で上流が町の管轄という特殊な環境であり、万福寺川の橋の上流と下流で堤防の高さが段違いに違っております。誰が見ても水位が上昇したら被災することが一目瞭然であります。万福寺川橋から上流部の堤防を貯水する意味でもかさ上げ工事が急務と思いますが、町当局の見解をお聞きいたします。

次に、また台風19号の関連でございますが、消防団団員数の条例改正についてお聞きいたします。

台風19号の災害に対して、消防団の皆様方にご協力いただきまして、夜通しポンプアップをしていただき、災害を未然に回避しました地区もあり、地区民全員が感謝しております。

団員の実情についてですが、人口減少や仕事の関係で年々団員数が減り、班編成が2班から1班体制になり部としても全員が7人というところもあり、活動そのものにも影響しているのが現実であります。

川西町の条例では、団員数が630名となっておりますが、実情は586名、44名の減となっております。来年度以降におきましても、団員が減少するのが目に見えています。

よりよい消防団活動をしていただくためにも、部の再編や条例の改正をして、実情に合った団員数にしないといけないと思いますが、町当局の見解をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 寒河江 司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、台風19号の災害について、万福寺川堤防のかさ上げについてであります。万福寺川の河川管理者は、誕生川との合流地点から万福寺川橋下流までが県で、万福寺川橋から上流は町となっております。

今回の万福寺川に隣接する吉島地内における台風19号の被害は、床上及び床下浸水が9戸被災しているところでありますが、被災した原因については複合的な要素があるものの、主に最上川上流地域の12日の雨量が4地点で観測史上1位を記録し、また下田水位観測所では羽越水害を超える観測史上1位の水位を記録するなど、降雨による最上川の水位が高くなったことによるものと考えられます。その影響から、支流の流水を受け入れることが困難とな

って、誕生川の水位が上昇し、本来万福寺川から流出する水が越水し、堤内地にとどまり冠水したものと認識しております。

議員の質問にあるとおり、万福寺川橋の上流と下流では堤防の高さに違いがあります。国において誕生川を整備した際に支流の万福寺川もあわせて整備され、管理は県に引き継がれておりますが、町管理となる準用河川は整備されておられません。

今回の台風による被害では堤防の低いところからの越水による冠水が生じておりますが、県道高畠川西線の高さ等の全体的な対策も必要となることから関係機関との協議を行い、機能強化の検討を進めてまいります。今後、町として準用河川の整備について、国及び県から助言を受けながら、国土強靱化の視点から支援策を要望してまいりたいと考えております。

次に、消防団、団員数の条例改正についてであります。川西町消防団は、町民の生命及び財産を守るため地域防災の中核的存在として地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たしており、さきの台風19号による大雨洪水災害においても、昼夜を問わず警戒活動や災害対応に従事していただきました。

このような災害において大きな力を発揮するのが地域に密着した消防団の組織力であり、地域のためにはなくてはならない存在であります。現在の団員数については、令和元年12月1日現在で562名となっており、条例定員数の630名に達していない現状であります。現在、少子化の進行や社会情勢、就業形態の変化などにより団員を確保することが非常に困難な状況が続いております。

このような消防団を取り巻く課題に対応する一方、複雑多様化する災害に対応できる体制づくりを進めていかなければなりません。今後、消防団は地域の実情を考慮しながら、部の統合再編など新たな取り組みによる定数の見直しについて検討を行うとしており、町としても活動しやすい組織となるよう支援してまいります。

あわせて、車両や資機材などの適正な配置や効率的な運用を進め、地域防災活動の強化を図ってまいります。

以上、寒河江 司議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 今の町長の答弁、予想したとおりの答弁であります。

やはり、検討すると言いましても、やはり内水氾濫を起こしているというのが実情でありますので、やはり最上川、誕生川、黒川の水位が上がれば水門をとめると。そうすれば、水は高いところから低いところに流れてきますから、低いところが冠水して被災するというの

は当然であります。

そこで、万福寺川のところがやはり下流部になっているわけですね。あそこから2キロぐらい下がると私の家があるんですが、あそこももっとひどい。そこからもっと大塚のほうに行くと、また水位が下がる。高低何メートルの高さがあるかというのは尺度によるでしょうけれども、尾長島の宅地の地番と大塚の門ノ目の地番がちょうど角之目の2階建ての家の屋根の部分と同じ高さになるというぐらい低くなっていますね。そうした場合、あの水槽に水を入れて斜めにしてもらおうとわかるとおりに、やはり下流のほうがひどいんですね。そういうふうなことも含めて、やはり万福寺川、あそこ氾濫してということで、見てのとおりここにかかっているとおり、やはり築堤というか堤防の高さが違うから、すぐに内水氾濫で氾濫するということになっちゃう。

それで、今、県と国で災害対策をやっているわけですよ。それで、今、米沢の合同庁舎にも設けているわけですよ。ですから、今がチャンスじゃないですか、こういう工事をするという。これあしたにでも雨降ったら、もう一回あそこの人方、床上浸水当然ですよとほうっておくんですか。そこら辺、ちょっと見解をお聞かせください。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 寒河江議員のご指摘はごもっとも思っておりますけれども、町長答弁の中にもありましたように、国・県の整備につきましても、整備計画といたしまして降雨の確率年をもとに堤防高等々を決めているとお聞きしております。ただし、町の準用河川におきましては、現況高というのが現実の整備に当たります。例えば決壊した場合でも現況の高さ、さらには洪水の際の放水までしか認めていただけないという、そういった設計のもとで整備を進めてまいった現状でございます。現実的に議員ご指摘のとおり越水した事実がございますので、ちょうど国・県の管理の区分が変化するところでございますので、国・県の整備計画等々も十分調査した上で整備していかなければならないということをご理解願いたいと思います。

さらには、県道の主要地方道の高畠川西線の橋が現実的には大分低くなっております。そういった前後の関連もございまして、調査等を進めた上で現実論的には盛り土の方法ということをご想定しておりますけれども、早急に着工できるかというとなかなか難しいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○4番 では、私から1つ、いい提案を。

今、担当課長が盛り土というふうなことをおっしゃいましたけれども、それではやはり時間もかかるし費用もかかるんですよ。そうじゃなくて、トンパックあるでしょう。福島原発で土を集めて黒い袋に入れて、今、野積みの状態ですけれども、あれをやりまして、その上にとんとんとと並べて、それであの厚いシートをかけておく。震災から何年たちましたか。結構な時間たちましたけれども、いまだだもっているじゃないですか。そういうことで、仮設でいいんですよ。そんな予算出ないからできません、検討しますということじゃなくて、地区民はあした雨降ったらどうすんだという切実な願いをやっているわけですから、そういうトンパック、そのぐらい買う金ぐらいあるでしょう。

それをずっと並べて、吉島橋ですか、高島川西線の、あそこの上流600メートルぐらいですよ。そこに並べてもらっただけでも地区の人は安心するんですね。川西町で何にもいいところないけれども、安心と安全だけは大丈夫だぐらい町民の方に訴えたいですよ。これをしてくれ、あれをしてくれ、予算がない、金がない、できません、検討します、そういうことじゃなくて、そういう仮設でもいいですから緊急な場合は、そのトンパックを並べるぐらい、そのぐらいはできると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 貴重なご意見として頂戴いたしますけれども、河川整備の観点からいきますと、仮設での維持管理というのが適正かどうかということも判断のしどころでございます。もちろん緊急の際の応急処置という点では有効な方法だと認識はしておりますけれども、なお、この場での答えということはなかなか難しいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○4番 緊急ですから、ずっと緊急でもいいんです。1年や2年、その河川法があるかもしれませんが、緊急法でちょっと時間稼ぎをしてということで、地区民の方に安心と安全で生活してくださいと。そうでないと、全てが定住促進をしていますなんて言ったら、格好いいこと言っても、そんな水の上がるところ定住できませんよと言われると、何もかもが崩れてきそうな気がしますので、そこら辺は担当の課長さんと町長も含めて進めていくべきではないかなと思いますので、ぜひともこれは緊急に地区民のためにやっていただきたいというふうに思います。これはお願いというよりも、もう近々しなきゃいけないということがあります。

あと、もう一つ、内水氾濫で床上浸水したということで、今回、後でも消防団のことで質

問しますけれども、消防団の方々、一生懸命ポンプアップしていただきまして、何ぼでも氾濫しない、床上に上がらないように一生懸命昼夜寝ないで頑張ってくれたんです。吉島地区でいえば、尾長島地区に行ったり、あるいは今度は東郷部落に行ったり、今度は私たちのほうに来たりと、ポンプをたがって、あっちに行ったり、こっちに行ったりして、もう床上にならないように時間稼ぎをしてくれたんですね、ポンプアップしてね。私のところでポンプ堤防の上に7台来まして、それで一生懸命、昼夜揚げたわけですよ。ところが、やはり水の恐ろしさというか余りにも雨量が多かったので避難指示が出てしまったというのが現状です。

昭和40年の羽越水害、ここで経験あるのは私と島貫監査委員くらいかな、さえあったわけです、現実ですね。水の恐ろしさ、やはり小さいときからやっているものですから、すごく恐怖心が今でもあります。雨が降ればすぐにやはり堤防を越えるんでないかとか何かという、その安心さがないんですよ。

でも、おかげさまで誕生川とか最上川、あるいは犬川あたりのところ、かさ上げをなつたものですから、本当に助かっているというのが現状ですけれども、反面、かさ上げした分、今度は内水氾濫で別なところ、今まで上がっていなかったところが上がったということがあるので、それを何回も言うように食いとめるには、やはり万福寺川とか下須川とかあるでしょうけれども、やはりかさ上げをすると。そして、何ぼでも時間を稼ぐというふうなことも一つの手でありますし、あとは水中ポンプのでっかいので、前に国交省あたりから要請してポンプアップをしたというのは見たことがありますけれども、今回、高島町ともう一緒になったものですが、国交省が間に合わなかったというような話も聞いておりますが、これ、町としてそういうでっかい水中ポンプを用意常にしろというわけはしませんけれども、建設業協会とか、あるいは建設機械のリース会社との緊急時における機械の優先貸し出しというんですか、そういうふうな締結というか提携というのはどうでしょう、考えておるのでしょうか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問に対しましては、排水ポンプを現実的に今調達するという計画は持ってございませんので、ご理解願いたいと思います。

ただし、現在、国交省のほうでは市町村の排水対策の推進ということで、社会資本整備公共事業のほうでポンプの購入についてというのを今年度初めてお聞きしております。

私どもその内容につきまして詳細な知識は持っておりませんが、今後そういったものをどのように調達するということが可能なかどうかも含めまして、またお叱りを受ける

かもしれませんが、検討して調査研究していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○4番 大分いい提案したと思いますけれどもね、私としては。

やはり消防の可搬のポンプで7台あれば何とかなるんでしょうけれども、でっかいああやって水中ポンプがあれば、これもっと時間稼げるな。我々のほうもあと30分遅いと床上浸水になるうちが3軒もあったんですよ。本当に時間の差で助かったという事例があったので、その間一生懸命消防団の方がやってくれたと、頭が下がります。

そんなことでこのポンプの件も国交省にも話したとおりにあるというふうなことなので、それも含めて建設協会とかリース会社との緊急のときですから、いざ鎌倉のときに出てもらおうという体制づくりもやはり必要ではないかなと思いますので、それを検討していただきたいというふうに思います。

次に、消防団の関係ですけれども、大変今回の台風、水防団出動していただきまして私たちも大変助かっておるわけですが、実際消防団活動において、サラリーマンが非常に多いものですから、それで皆職業がばらばらで交代勤務が多いんです。今回、連休だったんですね、たまたま。だものですから消防団員が全員集まったと。うちの分団長あたりは本当に休みで助かったと、みんな協力してもらったということなんですけれども、これが平日の夜だったらば、本当に集まらないということがひとつあるんですね。

そうすると、一生懸命消防団活動としてやってもらっている、命令形も何もないただ単に昔でいえば法被1枚着れば命を捨ててまでやってくれる消防団ですから、本当に頭が下がる思いでありますけれども、こういう消防団に対する手厚い支援といえますか、確かに昔と違ってユニフォーム的なものが皆配備されて格好よくなりましたけれども、あとはポンプのほうも高性能になってきて、軽くて昔と違って2人で十分たがけるといようなことになってきていると思いますけれども、そういうことよりも、この団員数ですよ。現実問題、この条例で630人ということで、私の調べた人数よりもきょうの答弁が562名とまた少なくなっているんですけれども、これ何か総務省とか県からとかの補助とかはもらっているわけではないでしょうけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 消防団員への補助金でしょうか。特段そういったものはございません。

○議長 寒河江 司君。

○4番 だったらよかったですけれども、これ補正もらっていて、条例で600何十人でただ補助金もらっていたらこれは大変なことになりますけれども、でも、これいつまでも630人で昔の人数で、それもいいだろうといえいいんでしょうけれども、現実合った人数で、もっと消防団が活動しやすいというんですか、何がネックになっているかなと調べましたら、この条例の人数のことよりも、もう一つ問題は、消防団での訓練です。消防団員がネックになっているのは操法大会、これが、操法大会の練習をすることで消防で利用できる訓練というのは3割ぐらいしかないんだ。あとは競争です。競技会といっても、走ってタイム競ってというような感じで。

しかしながら、その操法大会よりも、実際にポンプを動かしてホースを伸ばして水を出したりという訓練のほうが、操法大会をしたから身につくということもあろうかもしれませんが、全団員がそれをできるかという、ちょっとクエスチョンのところがあるわけです。その競技会に出る4人ですか、今は。それは一生懸命練習しますが、入ったばかりのやつはホース片づけ、ポンプたがき、そんなことばかりさせられているから、いざというときにできないという。そういうふうなネックになっているところがあるので、川西町の操法大会に出るなどは私は言いませんけれども、もうちょっと消防団の自衛といいますか、いざ有事のときに活躍できる訓練方法を町として提案していただきたいと思いますが、そこらはどうでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 消防団活動は、自衛消防というか、古くはもう江戸時代、それから明治時代のころからの自衛的な消防の組織がだんだん発展し、常備消防が出ない時代は地域の一番の住民の安心・安全を守る組織として機能してまいりました。そういう長い伝統と歴史がございます。

そういった中で現在の消防団員、議員からございましたように、その担い手そのものが従前であるならば、本町に例えれば、農家数が多かった場合は農家のご子息が半数以上を占めていたという時代もあったかと思いますが、現在ではサラリーマンが84%というふうになっております。農家を含む自営業者は9%ほどということのさま変わりとなっております。

日常的な訓練に関しましても、基本的には土日が中心となるということになるかと思いますが、ご案内のとおり社会情勢が変わっておりまして、企業も土日が必ず休みではないという原則義務といったような状況などもございまして、訓練もままならないという状況なども散見されます。

このような中で、ただいま操法訓練に対してのもう少し簡便というかにならないのかというようにご指摘でもございますけれども、操法大会も、やはり実際のポンプなりホースを持つての実践に近いタイムレース的な要素も大会ではございますけれども、訓練のさなかではポンプ、ホースそういった部分での実践的な訓練が操法大会に向けた訓練をする中で、もしくは大会に向けずともそういった訓練をすることこそが一番の団員としての実践的な上達の早道になるのではないかなというふうに思っておりますので、その部分については、これまでどおり操法の部分を重視していくべきではないのかなというふうに思っております。

○議長 寒河江 司君。

○4番 それもわからないではないです。でも、各地区の消防団で春とか秋とか演習やっていますよね、実際に水を出して連絡方法とかやっていますから、そこら辺で訓練にもなるかなと。余り足かせにならないような、消防団に対して、もうちょっと緩やかな体制づくりも一つの提案ではないかなということで申し上げたわけです。

あと、もう一つ、自主防災関連ですから、消防団、日中いません。交代勤務で土日もいませんという、自主防で頑張ってもらわなければならない。各地区に自主防災があるところとないところがございますけれども、今後、この自主防災に対してやはり消火栓、いざというときには出してもらわなきゃいけない。あるいはこういう水害、地震があった、災害があったときには避難をしてもらうときに各1軒1軒連絡をしてもらうというようなことも大事だと思います。

今回も避難する上で夜中だったものですから電話しろと言ったら、今、オレオレ詐欺がはやっているものですから留守電なんです。これも困ったもんだなということで、では1軒1軒、今度は戸をたたいて避難してくださいと。そうしたらお年寄りには補聴器かけて寝ていないものですから聞こえないということもあったんですね、1軒ぐらだったですけども。そんな、こんなで、今情勢がどんどん変わりつつある中で、一生懸命避難しろ、何しろといっても実情に合っていない。

そうした中で、やはり消防団も平日だったら来ないということで、やはり自主防災をもうちょっと活躍してもらおうという組織的なことですね。そうした場合に、やはり我々みたいなお年寄りが消防団経験もありますから、ホースぐらいは伸ばせますけれども、そういうふうな、もうたくさんいますので、そういう方を利用というかそういう方の協力得て、自主防災にちょっと力を入れるシステムづくりというんですか、今は町として何もしていないわけですから、そこら辺の補助事業というんですか、していない地区としている地区もあるでしょ

うけれども、今後自主防災を各地区で持ってくださいと。それで、こういうときに活躍してもらいたいというふうなことで、多少なりとも補助金ぐらい出しますよという、そのぐらいどうですか、町長、ありますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 さまざまな建設的なご意見いただきましてありがとうございます。

消防団員の皆さんは、懸命に地域のためにということで自己犠牲をしながら頑張っているのが現実であります。仕事の合間を縫って、さらには家庭の時間を削りながら活動していただいたり訓練に従事していただいております、心から感謝申し上げたいと思います。

自主防災組織を立ち上げるときに、消防団の皆さんともさまざまな議論をさせていただきました。消防の資機材は、やはり消防団が責任を持って管理しているんだと。これを団員でない方が対応するということに対しては、大変皆さんからは厳しい声をいただいたところがあります。やはり基本的には、消防団が日常的に管理をしているところを基本にしてほしいと。自主防はその補助的な役割を担っていただくということで、すみ分けを、役割分担をさせていただいた経過がございます。

あわせてでありますけれども、きのうの一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、大変私たちがご指導いただいている山村先生からは、やはりコアなどといいますか隣近所の助け合いというのを、自助努力は当然大事なんです、自助もあるんですが、やはり公的なもしくは共助というところまでいく手前の、互いに向こう三軒両隣がどういう状況になっているのかということで集約できる、そのことによって自主防も活動しやすい。先ほどいただいたように留守電になっているとか、不自由な方もいらっしゃるとか、そういったときにあの人がここにいるんだよということが隣近所の人たちに共有されているような、そういった地域というのが大事なのではないのかなと。

今、集落がみんな固まっているわけじゃなくて、バラバラだとか遠いという方もいらっしゃると思いますので、どこまでできるかということがありますけれども、やはり自治会単位、もしくは隣組単位の中での互いの連絡体系などもやはり確立していく必要があるのかなと。そうしないと、自主防が全て担えるかどうかということも含めると、やはり一人一人の行動をみんなで共有し合うというような助け合いが今構築といいますか、つくり上げていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

そういう意味で、自主防の皆さんも自治会長さんを中心とした組織が多いものですから、

自治会長さんも1年、2年で交代されていくということで、その引き継ぎなども十分できているのかどうかも再チェックさせていただきますけれども、今回の19号の被災した内容を十分踏まえて、今後あるべき姿というのを確立してまいりたいと考えております。

○議長 寒河江 司君。

○4番 今、町長からの答弁で自治会長中心というようなことで、自治会長1年2年で交代するというようなことなんですけれども、春先、自治会長会って集まりますよね。そこで毎年のようにやはり言うていただいて、その公助、互助の件ですね、これが全然伝わっていない。ですから、今回の災害のときもセンターに全然通知が来ない。そこから自治会長にも来ないというふうなことで、今回我々が自主的に、3部落が集まってやったというようなことがあったんです。中には連絡してみようと、無線があるからと言って、全然しなかったというようなこの経緯があるので、やはり自治会長会を年に一遍開くわけですから、その場で教えて、教えるというか、教えるんでしょうね、そういうふうに情報を共有していただいて、これはやはり金のかからない防災だと思うんですよ。こういうのが町長大好きでしょう、金のかからないのが。

そういうふうなことで、やはり教え合う、助け合うということを自治会長がやらないとやはりできないと思いますので、そういうことを踏まえながら教え合う、助け合うということを広めていくというようなことだと思います。

あと、今回の消防団の活躍の中で、燃料切れあったんですね。夜中だったものですから、燃料切れて回せない。それでどうしたといたら、消防の本署のほうに在庫あるのかな、予備があるというようなことでそれをもらってきたらしいんですけれども、こっちもこっちでそんなにガソリンスタンドみたく予備あるわけでないので、ということで、そのガソリンスタンドの協力はしてもらっているということなんですけれども、夜中の2時3時というときに、これどうなんでしょうね、備蓄的なこととか、あと協力的なことというのはいかがでしょう。ちょっと質問させていただきます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ポンプの燃料切れということで、町内の石油業組合というところとの町と協定を結んでおりますので、10月13日の未明の時点で避難所での、寒かったものですから暖房用の石油も欲しいということの連絡も受けまして、業者さんに連絡をとりました。ただ、やはり夜中、先ほどの避難の連絡もなかなか届かないということと同じようなことが起きまして、相当長い間電話を鳴り続けさせまして、何とか呼び出すことができました、お願いをして対

応した経過などもございます。

そのようなことでありますが、ポンプ用の燃料といいますとガソリンとなります。ガソリンについては、常備して保存しておくということそのものが相当危険を伴いますので、ポンプ庫等へ常備しておくということにはなかなかいかないのではないのかなと。やはりこのたびの場合は、本当に夜通しポンプを動かし続けたことよっての燃料切れという事態となったわけではありますが、そのような状況が予想される場合は、早目に署なり私ども本部のほうにご連絡いただいて、その燃料が切れないようにというようなことでの早目、早目の連絡をいただければ対応してまいりたいと思いますので、備蓄については、それはなかなか難しいことをご理解いただきたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○4番 その燃料会社、スタンドですか、そこに連絡をすると協力をいただいている、早目、早目の連絡を頂戴といっても、あの有事の際にいつまでポンプアップしなきゃいけないかわからないときに早目に言ってくださいというのも、ちょっと酷でありますけれども、誰を通して言えばいいのかというようなことも定かでもないでしょう。そうすると部長、分団長から団長へ行くのか、それとも、災害、そういう総務課長に即言えばいいのか、あとここに緊急災害対策室があるからそこに言ってやればいいのかというような、さまざまなシステムがまだ構築されていない。早目、早目なんて言ったって、課長これは絶対、理想はわかりますけれども、これはできないことなんです。

そういうことに対して、逆にタンクをたがってどうだ、間に合うかぐらいにしてもらっても、早目に連絡するよりたがって歩いてもらったほうがかえって早いと思いますので、そこら辺もこの防災というか、この災害に対してのシステムの構築というのも今後考えていかなきゃいけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、この消防団活動において、一生懸命やってもらおうというのは、本当に何回も何回も言いますが、頭の下がる思いであります、中にはホースの破れとか、伸ばしたら途中から水がぱーっと出るようなホースも、緊急だ、夜中だ、見えなかったのかわからないですけども、そういうのを今交換しているというようなことだったらいいんですけども、そういう機材に対してはどうなんでしょう。交換というか、そこら辺お願ひしたい。聞きたいです。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 消防資機材につきましては、各分団、部、班ごとにそれぞれ管理をしていただい

ております。ただいまあったようなホースの破れ云々につきましては、日常的な点検、管理の中で、もしくは先ほどありました操法の訓練等の際に実際水を出してみてもホースが破れているというふうなことがあった場合には、予算の範囲内ではございますけれども、更新のホースの準備をしておりますので、チェンジをしているところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 ぜひとも要請、要望がありましたらすぐに対応できるように。やはりそういうことも消防団活動で、町は何にも見てくれないと、何回要望してもしてくれないというようなことになるとう気が下がりますから、まず、町としてできる限り活動しやすくお願いをしたいなというふうに思います。

あわせて、きのうの質問でもありましたように、ハザードマップ新しくできるというふうなことで、10月の災害から2カ月足らずでできるというふうなことがありますので、それも消防団の方々にも十分にお伝えして、町民の方にもお伝えして、どうしたら災害が少なくできるかというふうなことをみんなで考えていきたいなど。

余り同じことを何回も質問しても、検討するという返事しかありませんから、ここら辺で私の質問を終わらせていただきまして、でも、検討は検討でも、やはり実際に合った、町民に安心と安全を構築するという大義名分、ひとつやっていただきたいというふうに思いますので、これからもよろしくお願いを申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 寒河江 司君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時40分といたします。

(午前10時19分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 第2順位の渡部秀一君は質問席にお着きください。

3番渡部秀一君。

第2順位、渡部秀一君。

(3番 渡部秀一君 登壇)

○3番 それでは、早速ではございます。議長宛てに通告したとおり質問を始めさせていただきます。

それでは、初めに、1番、中心街のよりよい形成を求めている①川西町役場跡地利活用計画策定委員会（以下委員会）の進め方ですが、私は、川西町のホームページより委員会の議事録を印刷して精査しております。その中で、第4回委員会の議事録において、委員が内部委員会の検討内容について、大まかでよいので外部委員会に教えていただきたいという発言をなされています。これは内部委員会の検討内容が外部委員会に知らされていないことだと思われれます。同じ目的に向かって進んでいるはずの両委員会の意思疎通がなされていないというのはおかしくはないでしょうか。

外部委員会の検討内容はホームページに開示され、町民が誰でも知ることができるのに対し、内部委員会は密室の会議であるというのは、外部委員の方や町民にもあらぬ疑念を抱かせるのではないのでしょうか。外部委員会にも内部委員会の検討概要をあらかじめ提示するほうが委員会の透明性を高めることとなると考えますがいかがでしょうか。

続きまして、②分庁舎を含めた役場周辺施設についてですが、役場庁舎移転後、第一分庁舎及び第二分庁舎や中央公民館東側の駐車場と倉庫、それから商工会南側の駐車場はどうする予定なのか。また各施設が町所有なのか、借用なのかも教えていただきたい。

続いて、2番、ハザードマップについてですが、現在新しいマップを作成中のことですが、その内容には浸水警戒区域や土砂災害警戒区域についても同じマップの中に示されているのでしょうか。また、全戸配布となるのはいつなのか具体的に教えていただきたいと思えます。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長 渡部秀一君、席にお着きください。

町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 渡部秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中心街のより良い形成を求めて、川西町役場跡地利活用計画策定委員会の進め方についてであります。さきの議会定例会の一般質問でお答えしたとおり、現在、町内外に検討組織を設置し、現庁舎跡地利活用計画の策定に向けた検討を進めております。

今年度は跡地利活用の方向性を定めた基本方針の策定を行うこととし、年度内の策定を目指しております。検討に当たっては副町長を委員長とし、庁内関係課の職員で構成する庁内

検討組織を設置するとともに、有識者や地域づくりに主体的に取り組んでおられる方々などの参画を得ながら、幅広い視点を持って検討を進める庁外検討組織を設置しております。

庁内検討組織において各種課題の整理と対応策の検討等を行い素案を取りまとめ、庁外検討組織において素案に対する協議、検討を加えて計画として取りまとめる方式で検討を進めております。

その中で、今回、議員よりご指摘をいただきました議事録の記載内容については、議論しやすい環境をつくるために、より具体的な跡地利活用の提案、先行して検討を進めている庁内検討組織の検討状況を示してほしいとのご意見でありました。

庁外検討組織の協議の際には、庁内検討組織における検討経過を含めて報告、説明しておりますが、整理すべき課題が多く、具体的な利活用計画等踏み込んだ内容をお示しすることができなかったことから、今回このようなご意見を受けたものであります。

現在は、現庁舎跡地を取り巻く歴史や文化、地域の特性等を踏まえるとともに、この間、各方面から頂戴したご意見やご提案をもとに跡地利活用の方向性を示す基本理念、基本方針の検討から、付加すべき機能等具体的な検討が進んでいる状況にあります。なお、本定例会の議会全員協議会において、現在の進捗状況をご報告申し上げる予定でありますので、その際、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

次に、分庁舎を含めた役場周辺の施設についてであります。まず、所有権関係では第一分庁舎、中央公民館東側駐車場と倉庫については町所有となっておりますが、第二分庁舎は、建物は町所有施設であります。敷地は借地であります。また、商工会南側駐車場については全体が借地となっております。

なお、これら周辺施設の取り扱いについてであります。第二分庁舎は施設を解体し、借地契約を解消したいと考えております。また、商工会南側駐車場についても職員駐車場としての利用は終了いたしますので、こちらも借地契約は解消してまいりたいと考えております。

第一分庁舎については、老朽化していることから解体する予定であり、中央公民館東側駐車場と倉庫は、現在活用することを前提に検討しております。

次に、新しいハザードマップについてであります。昨日の伊藤寿郎議員のご質問でもお答えしましたとおり、現在策定中のハザードマップは平成27年の水防法改正を受け、洪水に係る浸水想定区域について、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域へと見直しを進めているところであります。

新しいハザードマップは、洪水に係る浸水想定区域のほか土砂災害に係る警戒範囲や避難

場所などをお示しし、万が一の場合に備えて、地域や家庭で常日ごろからさまざまな事態を想定し、避難場所や避難経路を確認するために活用していただきたいと考えているところであります。今後、原案に基づき各関係者との協議を踏まえながら全戸に配布してまいります。

ハザードマップは、町民がみずから災害の危険性や避難の方法を理解し、適切な避難行動をとることによって人的被害の軽減を図るためのものでもあります。今後、住民説明会を開催するなど、ハザードマップに対する理解を得られるよう啓蒙に努め、町民の皆さんに十分活用していただきたいと考えております。

以上、渡部秀一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、最初にお聞きします。

本日の答弁書の中にですけれども、庁外検討組織の協議の際には庁内検討組織における検討経過を含めご報告、説明しておりますというふうな文言がございますが、庁外検討組織というのは外部委員会で、庁内検討組織というのは内部委員会ということに理解してよろしいのでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長から答弁させていただいた内容のとおりでございますが、現在、庁内外に2つの検討組織を設置しております。1つ庁内検討委員会につきましては、副町長を委員長といたしまして庁内関係課の職員で構成をしているところでございます。一方、庁外の検討組織につきましては、有識者の方や地域づくりに主体的に取り組んでおられる方々などの参画を得まして、役場関係以外の皆さんで組織をいただいております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 外部委員会か内部委員会かという話でお聞きしたのですが、大変詳しい説明本当にありがとうございます。

そこで気になっているんですが、庁外検討組織の協議の際には、庁内検討組織における検討経過を含めた報告、説明をしておりますとありますが、これは第4回委員会において、外部のほうですね、内部委員会の検討内容について大まかでよいので外部委員会に教えていただきたいという委員の説明を受けて、事務局のほうで内部委員会の協議内容としては、跡地利用の最終目標として、小松地区の中心市街地の活性化、にぎわいの創出を掲げ、そのための手段として小松地区交流センターを核とした跡地利用と位置づけているというような2行

半の説明があるわけですが、このようなことでも結構ですので、ぜひ毎回、内部委員会のほうが早く多分開かれると思いますので、その話し合われている概要を、外部委員会だけでいいと思います。別にホームページに載せろとか、そういうふうなことを言っているのではなくて、外部委員会のほうに知らせて、それでまた外部委員会のほうに検討していただくというような形はできないかということでご質問しているわけですが、これはいかがでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 庁内組織、庁外組織、それぞれ検討委員会の一つの役割と申しますか関係性につきましては、さきの一般質問の際にもご回答申し上げているとおりでございますが、まずは原案というふうな部分につきましては、各種の課題などもございますので、そういった整理等をまずは庁内の検討組織の中で行い、その上で対応策として後の跡地利活用に反映させていくというような一つの素案を庁内検討組織では検討することとしています。その結果を庁外の検討組織の皆さんにお示しをし、そして、それに対してご意見などをいただきながら、より精度を上げていくというような関係性の中でこの間検討を進めてまいりました。

ただ、ただいまご指摘をいただきました第4回の検討委員会の際には、この際、町長が答弁したとおりでございますけれども、この時点ではより具体的な利活用の方法という踏み込んだ内容までのお示しができていなかったというようなこともございまして、委員の方からいたしますと、議論をより進めるためには先行している、まだ結論としてはなっていないとしても、今の検討状況、より具体的な活用の方法、それをもう早目に示してもらったほうが私どもも意見を出しやすいといったご意見でございました。

それに対して事務局として現状の進行状況といいますか一つの考え方として、内部委員会ではこういう方向性を持って検討していると、それが1つ、小松地区交流センターを核とした跡地利活用といったことで説明をさせていただいているとおりでございますが、この4回目の委員会の際には、ここまで資料としてまとめる段階にはなかったものですから、このようなご意見をいただいたところでございます。

なお、現在につきましては、一応前段階の整理は1つ区切りはついたところでございますので、それを踏まえてより具体的な機能等の検討、これまでに進んでいるところでございます。なお、町長が申し上げましたとおりで、本定例会の議会全員協議会におきましても、その進捗状況につきましては報告をさせていただきたいということで今お願いをしているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、ちょっと質問を変えて、2番のほうの②のほうの質問に移らせていただきます。

答弁書のほうでは、第一分庁舎については老朽化しているから解体する予定であるということですが、この第一分庁舎のほうに中央公民館やら交流センターやらの機能を移して、そして、前の質問でも町長にお答えしていただきましたけれども、中央公民館の機能をフレンドリープラザや生きがい交流館などのほうで賄っていきたいというような話も伺いました。その辺も含めて、そちらのほうに移しながらできないかという私の考え方でございます。

なぜこの考え方を示したかといいますと、第3回委員会の町長あいさつの中で、令和3年5月で役場機能にピリオドを打つことになる。しかしながら、中央公民館については、小松地区交流センター機能があることから庁舎機能移転後もしばらくは使用するのではないかと考えるというふうなごあいさつがございました。ということは、一旦中央公民館のほうを残しておいて、そこでそのままやっておいて、片や解体し工事をする。そのような無駄なことというか、できるなら、工事の効率ということを考えれば中央公民館も一緒に解体すべきであって、その機能を第一分庁舎のほうに移すということも不可能ではないのではないかと思いますので、そういう考え方も示してみました。これについてはどう思われますか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 ただいまのご質問につきましては、実際に工事に入る際の工事の方法と申しますか、そういったご意見頂戴したというふうに認識しておりますが、私どもの考え方といたしましては、役場機能そのものにつきましては、新たな新庁舎が完成した暁には、そちらのほうに移行させていただくというようなこととなりますが、一方で、ただいま検討を進めております庁舎の跡地利活用の具現化を図るまでの間につきましては、現在の中央公民館に小松地区の交流センターが入り、その中で活動をされておられますので、まずは現在ある施設を維持しながら、その中で活動をしていただきつつ、この跡地利活用の具現化を図っていく、いわゆる部分的に工事を進めることによってより効率的な工事ができるのではないかとといった考え方をもとにしております。

よって、第3回のただいまご紹介いただきました町長のあいさつの中にもありましたとおり、全部壊してしまうということになりますと、逆にいいますと仮設でその活動を支えるような施設を設ける必要などもございますので、そういったことを総合的に勘案し、町長のあいさつとして申し上げた内容というようなことになってございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 そういう考え方もわかりますが、別に仮設ということは考える必要はないのではないかと私は思います。

それは、前段にある町長がおっしゃいましたように、中央公民館の機能はフレンドリープラザなり、それから今度新しくつくる施設のほうにも移したいという話もありましたので、その新しくするほうに関しましても、ただ仮設をつくるとかという話ではなくて、今あるいろいろな施設を利用するというようなことを考えればできるのではないかと思います。

それはといいますと、交流センターというのは川西町には1つではございません。各地区にございます。そこでも結構な広さの場所も持っていますし、各交流センターも稼働率100%ということはあるわけですから、その中で何とか話し合いながら一定期間だけお願いできないかということをするれば、できるのかなというふうに思いますが、これはいかがでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 第一分庁舎の活用ということの一つのご提案は十分理解できるものでございますが、ただいま申し上げましたとおり、今後具体的な整備の計画につきましては検討を進めていくことになってございます。私どもの現時点での考え方といたしましては、その費用対効果というふうな効率性といいますか、第一分庁舎自体、建物自体は町の所有であります。底地自体は借地というような……。大変失礼しました。間違えました。

そういった効率的な活用など、今後また検討を進めていく中で、ただいまいただきましたご提案なども踏まえてより具体的な検討、計画を検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 大変具体的なというか建設的な提案をいただきましてありがとうございました。

小松地区の皆さんがやはり交流ということで拠点でありますので、将来は立派になるんだと、少し我慢しようというようなことで、意見集約になればいろいろな可能性があるのかなと、本当に建設的なご意見いただきましてありがとうございました。

交流センターのほうからいろいろな提案をいただいている内容で、やはり中央公民館ホールみたいな、あそこまでは大きくなくても100人ぐらい集まれるような、そういった施設がやはり附属してほしいというような声もいただいております。そういう意味で第一分庁舎に行ったときに、ホール的な役割はフレンドリープラザとかそこで十分だということになる

のか、そこら辺も含めて全体的なご意見などを取りまとめさせていただきたいなと思います。

これは整備手法ということになりますので、解体するならば先ほど言われたように一緒に解体したほうがよりコストが削減できるのではないかということは、当然私たちも検討させていただきますので、今後の進め方についてご意見いただいたということでご理解賜りたいと思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ただ、この第3回委員会の町長のごあいさつの中に、このような踏み込んだ結局あいさつをなされたということは、非常に問題があることなんです。

それはなぜかと申しますと、第4回委員会の中で、委員長、結局、副町長でいらっしゃるね、内部委員会ですから。内部委員会の……失礼しました。これは副町長ではない。外部委員会の委員長のほうの発言に、この委員会は具体的な内容まで踏み込んだ計画を策定するのではなく、その前段階の大きな枠組み、つまり理念や方針の策定を行うものとなる。具体的な内容については、次年度以降の検討になると思われるということに対して、事務局、これは事務局の方は内部委員会の内容を知っているからこの内容が出たのかわかりませんが、今回の委員会では、跡地利活用に係る基本的な内容について定め、次年度以降により具体的な内容について検討を進めていることを考えているという事務局の説明もありました。

ということは、外部委員会というのは結局、概要的なことを進めてまだ踏み込んだことをしないというような形の中で、町長が第3回委員会の際に、これ第4委員会は今説明ですけれども、第3回委員会の際にこのあいさつをなされたということは、こういうふう以小松地区交流センター機能があるから庁舎機能移転後しばらくは使用するのではないかというふうな踏み込んだところにいるというのは、これは出してはいけない話だったんじゃないでしょうか。これを出すということは、そちらのほうに意見誘導するというふうな形に聞こえなくもないんです。その辺は意識してなされていたのかどうか、これは町長にお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私の発言が何か踏み込んだみたいな話ですけれども、小松地区交流センターというのはあるわけですから、小松地区交流センターの拠点がなくなるということは、それは事業停滞になってしまうだろうということで、交流センター機能というのは拠点として残しながら、全体の整備を進めていくという考えで発言をさせていただいて、整備の段階を踏まえざるを

得ないのではないかというふうな考え方でございますので、何も意見誘導しようとか集約しようということではなくて、その中でこの庁舎の跡地をどう活用していくのかということでご議論いただきたいという話をさせていただいたところでもあります。

何も、何と申しますか作爲的と申しますか、意見が沈静化というか、こういうふうにして抑えるということではなくて、この役場の跡地をどうするかということでご議論いただきたいというお話をさせていただいたところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 でも、そうだとすると、やはりこのあいさつの中でこれを盛り込むというのは、時期尚早であるというような感じもします。どちらから言えば、適切なものではないのではないかなと思われませんが、これはいかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 あくまでも事業の進め方でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 では、このような議会の中で、私のほうからこのような意見が出たので、もしそのようなことがなかったということは委員会のほうで言うだけではないでしょうか。次の外部委員会のときにです。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 冒頭町長が答弁させていただきました内容の中に、本定例会の全員協議会におきまして、現在の進捗状況などをお示しし、広くご意見をいただきたいというふうに私も考えておりますので、ぜひその際にも忌憚のないご意見を賜ればというふうに思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ちょっと論点ずれていますが、この時期的なところで話をして、これはよかったのか悪かったのかという話で、もう過ぎた話ですから取り戻すことはできませんが、やはりもうちょっと注意してやっていただければいいかなと思います。

なぜそう思うかという、やはりそのとき内部委員会の報告というのは、やはり町長のほうにも入っているわけですね、そのころは。ではその辺のこともあつてのことだと思いますので、ぜひとも、ですから内部委員会の話し合っている概要で結構です。多分内容を全部話すというんじゃなくて、概要を外部委員会を開くときにお示し願いたいというふうな質問ですけれども、これは本当にできないのでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 少し食い違っているわけですがけれども、交流センターを第一分庁舎に移すという発想は私たちありませんでしたので、それは渡部議員の提案でありまして、我々としても検討した内容ではございません。交流センターを今中央公民館で機能してやっつけようというわけですから、その活動を継続するというので、前提で物事を考え組み立てざるを得ないんだらうという、そういう趣旨でございますので、それが全て町の指針の中で誘導しようとかそういうことではございませんので、そこはご理解賜りたいと思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 私が理解とかというのではなくて、やはり透明性のある委員会、結局、何やってんだいと、何か余計なこと後から出してきて、これに外部委員会さえ出してしまえば、これオーケーさせたらこれ通るぞというふうな簡単なやり方をされては困るということなんです。外部委員会の人は、やはり民間のほうから外部のいろいろな方がやっつけようというので、その人たちの意見をもうちょっと聞いていただきながら、結局その人たちというのは、私たち町民の話というものを持っていてくれるということで、いろいろな話をなされていると思います。

ですから、内部委員会でこそそそとして、そんな出さないでということじゃなくて、やはり外部委員会に、こんなもの、このぐらい話したよというふうなことを伝えていただいて、そして、委員会のほうを進めていきたいなという願いですけれども、これはいかがでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 私ども未来づくり課でこの計画の検討の担当をさせていただいておりますが、内部委員会での検討内容につきましては、外部委員会の際にその内容についてお示し、ご報告をしながら検討を進めさせていただいておるというふうに私ども認識をしているところでございまして、外部委員会の方々にお知らせせずに、ただ単に素案をお示しして、それに対してご意見をいただくというようなスタンスは私どもはとっておりませんので、なぜこのような素案になったのか、内部委員会の中でこういった意見をもとにして、この素案を取りまとめているといったその経過も含めて、一応説明に努めさせていただいておるというふうに私ども認識をしております。ぜひその点につきましてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 なぜこのような質問になったかわからないという井上課長のお話でございしますが、実

は、ある委員から、最初のころから言われていたんですけれども、外部委員会と我々は言われているみたいで、内部委員会あるんだぞなという話のときにいろいろして、そして、いろいろ話してきて内部委員会というのもあるというようなことで、また話を進めているうちに何でだということになってくると、その内部委員会の動きがわからないと、我々外部委員会じゃ幾ら話し合ってたって、そちらが出てきたら俺たちただのピエロになるんでねえか。俺たちはアリバイづくりかというふうな発言をなされた委員の方がいらっしゃいますので、その辺を危惧してお尋ねしてきたわけです。その件に関してはいかがでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回の外部委員会という今お話でございましたが、外部委員会そのものにつきましては、公開で会議を開催するというようなことにしておりますので、その中で検討した協議の内容につきましては、ホームページの中でも公開をしておりますし、当然、ただいまご紹介のありましたご意見などがあれば、そういったことを踏まえて検討を進めていくという、私どもそういったスタンスで臨ませていただいております。

ただ、同時に私どもそういったご意見を頂戴したというふうなことが、この間なかったものですから、その点についてはそういった認識は持ち得ていないというような状況でございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ですから、簡単な話で、内部委員会のことを何とか概要として簡単にまとめていただいて、外部委員会のほうに示してほしいと言っているだけであって、それが示しているというふうに井上課長おっしゃっていますけれども、これが内部委員会のものだというような前提の話がなかったから、そう委員が思われているのかこれはわかりませんが、そういう疑いが持たれるということ自体、やはり行政ではまずいことかなというふうに思っております。

やはり開かれた中で、町民がよく検討した内容で進んだものであることで、そこで完成しなければだめかなと思っております。ですから、やはり前回までこういうふうな話で内部委員会では進んでいましたよという概要で結構です。内容は別に細かく聞きませんので、概要で流れをお願いしたいというふうに言っておるわけです。

そして、ここで、ですから言っているのは、第4回委員会の中でその話が出てくるのがおかしいなということで、私はこの質問にしたわけです。この辺いかがでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 先ほど来答弁をさせていただいている内容と変わらない内容になってしま

うのですが、その会議の資料をお示しできないのが大変残念ではございますが、会議の資料の中では内部委員会の現在までの協議内容についてということで、その素案をお示しするに当たっての協議の経過などについても資料として取りまとめ、その上素案として提示をさせていただくというふうなことで私ども進めさせていただいております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ということは、毎回の資料の中に内部委員会で話し合われたことが入っているというふうに捉えていいわけですね。でしたら、そのようなことをやはり外部委員会の委員長のほうからちゃんと委員の方にも話していただいて、そしてしなければやはり委員のほうでもどの委員に聞いても、内部委員会のやっていることはわからないと言っているのは、その資料自体が内部委員会で話し合われたことが載っているんだよという形ではないというふうに思っているからではないでしょうか。

やはり、その辺を意思疎通がなっていないというふうな感じするんですが、これからは大丈夫でしょうか。お伺いします。これからは大丈夫でしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 そういったご意見があるということをお知らせいただきまして、まことにありがとうございます。ただ、私どもといたしましては、先ほど来繰り返しておりますとおり、内部、外部、それぞれ関係性を持ちながら今回の計画策定を進めておりますので、その中での検討の内容につきましては、より詳しくご説明、ご報告を申し上げた上で計画として取りまとめるようにご意見を頂戴するというようなスタンスで今後も臨ませていただきたいというふうに思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、そのように、とにかく誤解のないように進めていただきたいと思います。

あと、続いてですけれども、やはり先ほどの外部委員会の話の内容の中で、今年度は踏み込んだ計画を策定するのではないということで、次年度以降の検討になると思われるという形になっておりますが、この検討もやはり内部委員会、外部委員会と分けてなされるのでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今年度につきましては基本方針の策定を目標といたしまして、今ご説明申し上げます2つの組織の中で検討を進めてまいりました。ただ今後につきましては、より具体的なその事業の計画というふうな次元に今度は1つ上がってまいりますので、

そういった中でどういった組織を組織して検討していくのが効率的なのか、そういったことにつきましては、今後検討を進め、できるだけ早期にその体制について決定をしていきたいというふうに考えておるところでございまして、現時点では、今回と同様のものかどうかというふうなご質問につきましては、ちょっとお答えできない状況にございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 やはり庁舎建設も日々進んでおりますので、その検討委員会のほうもやはりいつごろ次の段階の委員会が立ち上がるのかというのはやはり心配になりますので、大体どの辺にその次の段階に移る検討委員会を始めるかということだけでも教えていただけないでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 組織のほうの立ち上げなり、その体制の確立ということになりますと、予算とのかかわりも当然出てまいりますので、予算の編成の時期、その前にその確立をするというようなことが私どもに求められている状況というふうに私どもは認識をしております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ありがとうございます。大体、具体的なところをお示しいただきまして本当にありがとうございます。

続いてですが、今度はハザードマップのほうについてお伺いしたいと思います。

このハザードマップについては、この答弁書に書いてあるとおり、伊藤寿郎議員が大変いろいろ質問をさせていただきまして、私がこの点について質問をするというのは、これを現在つくっているという話でお伺いしているんですが、それはいつでき上がるのか、そして、全戸配布というのはいつのなるのかということをお聞きしたんですが、なぜそこまで追詰めるような形ですかと申しますと、やはり先ほどの寒河江議員の話の中にあつたように、いつ多量の雨が降って、またこのようなことになるか、そして、土砂災害が起こるかもしれないということがやはりあります。

しかも、これからですと雪解けの時期まではある程度安心かなということは見ておりますが、その後、やはり雪解けの後は菜種梅雨、そして本当の梅雨、それから台風の季節というふうに連続して続きますので、その点を踏まえて、やはりどの辺に全戸配布になるのかなということをお聞きしたいなと思っております。よろしくお願いします。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ハザードマップにつきましては、昨日の伊藤議員のご質問にお答えしたとおりで

あります。現在、作成、もうほぼほぼ最終段階となっております。関係機関というか国交省ですね、河川国道事務所のほうにまず最終的に見ていただいて、お墨つきというところなんですけれども、それで最終的にアドバイスを受けて、最終段階としてあと印刷をかけ、町民全戸に配布をいたしたいと思っております。

今回は、この10月の災害、実際に本当に浸水が起きたということを受けまして、急遽、本当はこの年内中に配布をする予定でございましたが、このたびの19号の被害を受けまして、見直しを再度図りまして、そこが一月程度おくれましたので、年明け1月の町報配布時のときに全戸配布の準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 今度の年明けの町報と一緒に配布するということによろしいですか。

そのほうにはやはりここに書いてあるとおり、浸水警戒区域、そして土砂災害警戒区域のほうも入れていただいて、そして配布していただくということなのですが、やはり今度は避難所のほうの設定も一生懸命頑張っていたきたいなと思います。

時間まだたくさんありますが、私の質問はこの辺で終わらせていただきます。

○議長 渡部秀一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時25分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 第3順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

10番橋本欣一君。

第3順位、橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

○10番 議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、台風19号の影響により被害に遭われた方に改めましてお見舞いを申し上げる次第でございます。

国・県から支援メニューも出され、復興のスタートを切っており、私どももスムーズな復

旧に応えていきたいと思えます。

さて、このたびの水害被害では、台風による暴風雨が原因ですが、黒川、犬川の水門管理で被害を軽減できたのではないかとということが言われております。既に所管の産業厚生常任委員会では、現地調査を行い、黒川、犬川の水門管理の状況を調査されたようです。日本共産党町議団も被災とともにすぐに現地調査を行い、町長に対し当面の対策の要望を行いました。さらに、渡辺ゆり子党県議とともに、主に黒川、犬川の被害調査を行い、県議を通して県知事にも復旧、復興の要望をいたしました。

調査の聞き取りでは、下黒川での浸水は黒川からの逆流、いわゆるバックウオーターによる可能性が高いということが話されました。事実であるとすれば、水門管理が徹底すれば被害が最小限で済んだのではないのでしょうか。このたびの浸水、洪水の原因は何だったのか、町の見解を問います。

黒川、犬川は、最上川の支流であります。河川の管轄はどこで、水門の管理に関しては具体的には水門の鍵の管理や開閉の水位判断の基準、操作訓練はどうなっているのかを主な町内河川と水門についてもあわせて問います。

水門管理で防げるとすれば、管理者に対し必要な訓練や情報提供、そして地域内での情報の共有化を図るべきですが、どうでしょうか。

避難体制についても指示が遅かった、消防よりも地区センターの救助のほうが早かったなどの声がありましたが、夜間の対応で水の中を避難するのは危険を伴うため、慎重な行動が必要となりますが、救助、避難のタイミングについてはどのようにお考えでしょうか。

次に、台風19号の1週間前に来た台風15号では、千葉県を中心に、暴風雨によりライフラインが寸断され、長期間にわたり生活や産業に甚大な支障を来しました。特に電気、水道、通信への影響は深刻なものでした。川西町においてもこの教訓を生かしていかなければなりません。

電気につきましては、県内の送電線のルートが追加されたことにより、大もとは大丈夫と聞きます。東日本大震災の際、川西町は停電にはなりませんでしたが。被害が甚大となり、電柱倒壊などが起これば、町内会ごとや個別の対応が必要となりますが、最近では電気自動車の導入により一定程度の電源を確保する取り組みも見られます。電源確保について質問いたします。

水道については、現在県水のみ供給ということで不安視されています。短期的には飲み水等については備蓄、給水車などで最低限確保可能かと思えますが、長期的となると、産業

用水等についての確保が難しくなります。これらも含め、水の確保についてどのようにお考えかお聞きいたします。

通信についての対応も必要と思います。現在は情報の大半は携帯、スマホの時代となり、基地局の停電等では通信ができなくなります。各基地局業者との事前協議が必要かと思いますがいかがでしょうか。

以上、これらのライフライン関連の整備と対策について質問いたします。

まさかという気持ちが被害を大きくしているようです。想定外が想定内になっている現在、このたびの被害を教訓に、行政も住民自体もさらなる防災意識の向上が必要のようです。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、台風19号の被害についてとライフラインの確保について、洪水の原因についてありますが、複合的な要素があるものの、主には最上川上流地域の12日雨量が高島町で218ミリメートル、米沢市では185ミリメートルと4地点で観測史上1位を記録し、本町と接する最上川が過去最高の水位を記録するなど、最上川の水位が高くなりました。その影響で、支流である犬川及び黒川の流水を受け入れることが不可能となり、また最上川水位が堤内地より高くなることが予想され、河川水門を閉じたことにより、本来河川に流出する水が堤内地にとどまり冠水したものと認識しております。

議員のご指摘の水門管理の徹底により被害が最小限に済んだのではないのでしょうかとのことについては、河川管理者である県に確認したところ、水門を閉めることにより河川からの逆流を防ぐことができますが、一方で水門を閉めることで堤内地の雨水が河川に排出されなくなる危険性が生じます。したがって、水門があいていたから被害が拡大した、逆に閉まっていれば被害が少なかったとは単純に言えないとの見解でありました。

また、今回のような状況からすれば、操作が河川の近くであることや夜間での視認性が悪いことから、操作する方の人命にかかわることも想定され、東日本大震災以降は、危険が予想される場合は操作する方の人命を最優先することとし、今回の場合も同様の対応をした箇所もあるとのことであります。

なお、県では現在の金属板が上下に移動するスライド式ゲートから金属板が上部を支点に開閉する弁のようなフラップ式ゲートに置きかえ、構造的に河川からの逆流をとめることを

方針化するとのことであります。

次に、水門管理のあり方についてであります。町内の河川管理者は、国・県・町で管理区域を決めており、水門は施設ごとに管理者が決まっています。

このたび冠水した地域の犬川及び黒川の河川管理者が県であることから、県で管理している水門について問い合わせたところ、水門の鍵の管理は県が管理を委託している箇所は委託管理者と県が保管しており、直営管理の箇所は県が保管しております。

開閉の水位判断基準は、現地水位を見ながら操作判断を行い、また操作訓練について統一した訓練は実施していないとのことであります。なお、現在は直営管理の鍵については、施錠しないで、地元においても速やかな対応ができるようになっております。

さらに、操作員の安全確保や夜間における視認性確保など操作環境の改善と内水被害の軽減を図る対策を検討しているとのことであります。

町としては、河川管理者である国及び県と連携し、水門の箇所及び管理者等の情報について共有化を図るとともに、地域内への適切な情報提供や協力体制のあり方もあわせて検討してまいります。

次に、救助、避難体制についてであります。国では、各地で甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨において、気象庁が発信した注意報や警報、市町村が発令した避難勧告や避難指示などの情報が受け手である住民に正しく理解されたかが課題であったとして、平成31年3月に自治体が避難勧告等を発令する際の基準などを示した避難勧告等に関するガイドラインを改訂しました。

この中で、住民はみずからの命はみずから守る意識を持ち、みずからの判断で避難行動をとるとの方針が示され、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、新たに5段階の警戒レベルが示されました。

災害のおそれがある場合に発信される情報には、住民が主体的に避難行動等を判断するための参考となる情報として、国土交通省や市町村、都道府県から発信される警戒レベル相当情報と、災害発生のおそれの高まりに応じて住民がとるべき行動を促すため市町村が発信する警戒レベル情報の大きく2種類があります。

双方とも5段階の警戒レベルをう用いますが、市町村は、防災気象情報のほか、さまざまな情報を踏まえて避難情報を発令するため、同じレベル相当であっても、国から情報が出るタイミングと必ずしも同時となるわけではありません。

町では、被害が予想される場合、空振りを恐れず早目に避難勧告を発令するというこ

基本としますが、状況が急変することも考えられます。

住民の皆さんには、ふだんから自分が住む地域にはどのようなリスクがあるか、災害が発生したときの避難場所はどこかなどハザードマップで確認しておくとともに、みずからの命はみずからが守るとの意識を持っていただきたいと思います。

また、避難勧告等が発令していなくても、防災、気象情報や河川の水位情報等を積極的に取得して、みずから早目に避難行動をとるなど適切な判断ができるよう、町として啓発に努めてまいります。

次に、ライフラインの確保についてであります。まず、電気については、東北電力と災害時の協力に関する協定を締結しており、町内において災害による停電等が発生した場合、停電地域や停電戸数、原因、復旧までの時間などの情報をいち早く提供いただくとともに、町が管理する道路等の通行が不能の場合、町は迅速な道路復旧に努めるなど、相互に協力を行うこととしております。

また、大規模な停電時には、電力会社間で相互に応援隊の派遣体制を組んでおり、広域的な対応がなされています。さらに、配電線、遠隔監視制御装置による停電地域の監視や応急電源車の配備など、電力会社でも独自に災害対策に向けた機材やシステムの整備を図っているところであります。

次に、水道関係であります。本町の水道水は平成22年4月に茨虫浄水場の機能を停止して以来、浄水は行っていない状況にあり、県水を100%受水し町民に供給しております。

県水の受水に最も重要な送水管については、米沢市長橋地内から本町八幡原配水池までの全区間を、平成27年度から29年度までの3年間で耐震管への更新工事を実施しており、受水に関しての問題は少ないと考えております。

もしも災害時により県水の受水が不可能となった場合の対応は、公益財団法人日本水道協会の地震等緊急時対応の手引きに基づき、山形県支部、東北支部を通じ、日本水道協会救援本部に応援要請を行い、各自治体応援水道事業体の給水車による飲み水の給水を実施するとともに、協定を締結している川西町建設業協会や派遣される応援復旧工事事業者の協力により破損箇所の迅速な復旧工事を進めてまいりたいと考えております。

なお、非常時においては、町民の生命及び財産を守ることが最優先事項であります。産業用水等の確保については、今後事業所の業務継続計画等を把握し検討してまいりたいと思っております。

今後も、水道施設の点検、管理の徹底を図りながら、災害時の想定訓練等を実施すること

により、災害発生時には迅速に対応できるよう努めてまいります。

次に、通信インフラ関係についてであります。災害時に住民の安否確認や避難指示などを即座に行うには、通信インフラが整備されている必要があります。

国では、このたびの台風15号と19号で停電による携帯電話の通信障害が多発したことを受け、停電しても通信が途絶えるのを防ぐため、電波を送受信できるよう基地局に電気を長時間供給できる予備電源を設置するようキャリア各社に義務づけることの検討を始めております。町としても、災害時の通信障害が最小限で済むよう、国や県を通してキャリア各社へ要望してまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 昨日から、台風19号関連、災害関連の質問でございますので、重複する部分もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

初めに、原因というのは当然、台風による大雨ということが原因なんだろうけれども、聞き取りいたしますと、黒川から随分逆流しておったという聞き取りがございました。当然、内水のはける場合、黒川の水位が上がれば当然逆流してくるということなんですけれども、この水位を調整するというか、その水門については県の管理と言いながら、地元の方が委託されていると思うんですけれども、この判断というのは県からの指示があるんですか。その水門を閉める、あけるの指示というのはどうなっているんでしょうか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

水位の動向につきましては、委託されている管理者の方の自己の判断ということになっている模様でございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 一般的には、内水と、本流と堤防の外側に水位の基準計か何かがあつて、それ以上超えたら閉める、あけるというふうな判断があるということなんですけれども、それぞれ黒川、犬川にはその水位計というか、これがあるんですかね。私確認できなかったんですけれども。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 大変申しわけありませんが、現地での確認ということを私ども、ちょっと行っておりませんでした。記憶の上では、水位計は近くにはないと思っています。

○議長 橋本欣一君。

○10番 それでは、やはり、いつの時点で閉めるのかあけるのか、しかも夜間、大雨の中ということ、悪条件がどんどん重なってきて、閉めるタイミングというのがなくなるんじゃないか。しかも、管理人の方の話を又聞きなんですけれども、そのやはり命の危機を感じたという。ちょっと行ったけれども、もう濁流の音でとてもとても近寄れるものではなかったということなんですけれども、見て基準がわかれば、ある程度事前にその管理ができるんじゃないかなと思うんですけれども、これはぜひ町から県に言ってもらって、昨日もあった簡易水位計というような表現があったようなんですけれども、そういったものを取りつけてもらう必要があるんじゃないですか。いかがですか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 議員ご指摘のとおり、県といたしましては、操作ルールということは決めており、また逆流が開始したならば全停止するというようなことは行っているようでありまして、議員ご指摘の明確な水位等々については今後も我々のほうで操作、いわゆる答弁の中にも入れさせてもらっていますけれども、管理環境をよくするというので県のほうが今検討を開始しているところがございますので、町からも強く要望してまいりたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ客観的にも見られる、比較できる、この部分は危険だという、主な川にはたしかあるはずなんですけれども、たまたま黒川にはないのか、犬川にはないのかということになるわけなんですけれども、ぜひそういったものも設置していただくように。

しかも、ここでは現在は水門の鍵なんですけれども、施錠しないで地元というふうに今なっているんですか。ある方に聞くと、鍵のあり場所がわからなくて、水門に行ったけれども操作できなかったというお話もあったんですけれども、その鍵のあり場所というのは答弁書によりますと、操作員の方と県が持っているということなんですけれども、操作員の方がもしいなくなったりすれば鍵の所在がわからないということで、複数やはり鍵の設置場所というのを、例えば地区センターに置くとか、みんながわかるような場所に置くということも、これ必要んじゃないかなと。いずれ、これ鍵はこれからはないということなんですけれども、現状の鍵の管理についてはどうですか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問、答弁の中にも入れさせてもらっておりますが、実際に委託されている管理者がいる場合は、県と管理者の方々が持ち合わせているという、複数でないことは確認しております。

さらに、管理者がなかなか見つからないという現状の中で、県が直接直営で管理しているものにおきましては、台風19号以降、施錠を外すことができなかったという反省を踏まえまして、鍵をかけていないということにするのをお聞きしております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ水位の確認、あとはその鍵のあり場所、なくすということですから、これからは気づいた方ができるという、最悪の場合はできるということなんでしょうけれども。

もう一点、犬川の水門については、物すごい水量なものですから、水門を閉めにいったそうなんですけれども、操作して、これ以上閉まらないまで閉めたそうなんですけれども、もう一方が行って確認したら、逆にあけていたという。あけていたものだから、それ以上門が上がって、もうあかないという、操作できないという、そんな話もありまして、人間ですの間違いは当然あるんですけれども、いざとなったらとにかく回るほうに回してしまうということが人間だと思いますので、なかなか夜間であるし、水門の上下もなかなか確認できないという面もあると思いますので、ぜひ右に回せばとかという訓練というか、恐らく羽越水害以来訓練というのがあったかどうかかなんですけれども、操作訓練というのも、ぜひ町が主体にやはり、県に任せるのではなくて、町としてもやるべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回は、夜間に増水したということで、一番大変だったお話をお聞きしますと、最上川に入る沼田川の管理している方のお話でありましたけれども、暗くて水位がどの程度上がるのかなかなかつかめなかった。結局、最終的には、最上川のその沼田川の水門は閉めないで浸水してしまったということで、お話をお聞きしたところであります。

そこは国の管理だったわけでありましてけれども、その操作員に任せられても判断が難しかったり、また操作にふなれな、毎回あるわけじゃなくて、本当に何年に一遍という形でその管理をしなきゃいけないということで、今いただいたように、管理者としてその水門を見回っている方には、やはり定期的に訓練をする、さらには操作をどのような手順ですかというようなことの確認などについては、県と力を合わせながら、基本的には県のご指導をいただきながらということになると思いますけれども、町もサポートしながら適切な管理ができるように、私たちも協力していきたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 管轄、管轄で、それぞれ管理は責任というか、そういったものはあるんでしょうけ

れども、ぜひやはり川西町の水害が県の管理ですから県の責任でやりなさいということではなくて、やはり相互に情報を共有化しながら、しかも係員や地区センター、重立った方のみじゃなくて、たまには地域の方も一緒になって、こういうことがありましたねということなども情報を共有していただければ、万が一の場合の対応というのは一応できるんじゃないかなと思うんですけれども、地域の方々との共有というのはいかがなものでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回、浸水被害に遭われた自治会の皆さんも、水門の管理を管理者だということで任せっ放しではやはりだめなんではないのかと。水門に遠い人が、たまたま順番で当たったりして、そこにたどり着けないというようなこともあるようでありまして、本当に堤防に近い方が水の水位の上昇を見ながら危なそうだななんていう話をされていたということもお聞きしまして、そういった意味では水門管理のあり方というのは地域全体で議論していかなきゃいけない、みんなで力を合わせていかなきゃいけないというような声も届けていただいておりますので、地域の皆さんにこういった被害が発生したことを教訓にしながら連携といいますか、同じ気持ちで対応していただけるようにも、我々としても指導していかなきゃいけないというふうに考えております。

自治会のほうもそういう機運になっているということは、大変ありがたいことだなと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ今回被害に遭われた地区だけじゃなくて、全町で取り組んでいただければありがたいと思いますので、ありがたいというよりも、ぜひしていただかなければいけないなど、こう思っているところでございます。

さて、管理については、さまざま管轄があったり、管理責任とあって管理者が設けられておるわけなので、きちんとした訓練なり鍵の置き場所等を確認していただくことはもちろんなんですけれども、ただいま言ったようなことをぜひ実行していただきたいと思います。

救助、避難については、きのうの一般質問ですか、犬川地区の避難の際に、地区センターのスノーモービル用のボートのほうが早かったというようなことなんですけれども、消防関係の指揮命令系統のおくれというか、そういうものはなかったんですか。いかがでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 このたび浸水被害に遭った、床上等の浸水被害に遭った犬川、下黒川、舘地区並びに吉田の西原地区であります、家屋浸水がなっているということが明らかになったとい

うことは、やはり明るくなってから、朝方になってからの現状状況の把握をし、報告があったところがございます。逃げおくれた、うちに取り残されて2階等に避難しているということでの情報もほぼ同時にあったところでありました。それを受けまして、それもほぼ同時に消防団と、それから消防署、情報はほぼ同時期に取得したものと思っております。

逃げおくれた人のボートでの救助等につきましては、置広消防本部に依頼をしまして、ボートの救助要請をいたしました。ただ順番的に、当初、西原地区、その後犬川地区という順序で救助に向かうとの連絡があったところでありました。現地にその西原のほうに最初に向かった時点で、ほぼ、記憶があれなんです、正確な時間は今申し上げられませんが、犬川地区では先ほど来ありました地元での地区センターにボートがありましたので、独自に消防班通じ、先に救助に出向いたということが実情でございました。

○議長 橋本欣一君。

○10番 人命にかわらなかった、幸いであったわけですがけれども、助けられる人が助けるというのが大前提でしょう、順番待ちして万が一けがしたりということでは元も子もないわけですので、それは地区センターとしては対応もすばらしい対応だったなと思いますけれども、我々の頭の中では地区センターがボートを持っている頭までないものですから、てっきり、やはり消防が、行政組合が助けに来てくれるんでしょうとか、あるいはヘリコプターが来るんでしょうとかという頭しかなかったものですから、ぜひそんなことでこういう機材が地区センターにもありますよとか、そういったものも情報提供なども地域の方と共有していただければ、地域の方も、ああここがだめならそっちなんだねという共通認識が出ると思いますので、そういったものも、ハザードマップがほぼ完成という時点ですので、これからさらにつけ足ししろということはなかなか難しいのかもしれませんが、ボートなんかも地区センターにありますよと、犬川にはありますよとか、ほかの地区にもちょっと確認は私していないんですけれども、そういったものも情報あればぜひ載せていただきたいなと思います。

決して、情報が、情報というか指揮命令系統がおくれたことによるボートが地区センターのボートだったということではないんでしょうけれども、順番がなかなかいかなかった、その間にできる方がやったということに理解してよろしいですね。

それでは、続いて、ライフラインについてご質問いたします。

19号の際には、川西町のライフラインというのはさほどの影響というかなかったというふうに思っておるんですけれども、やはり申し上げたとおり、台風15号の千葉県内の被害なん

かを考えれば相当なもので、まず電力につきましては大丈夫だという表現なので、思っているんですけども、酒田市ですか、電気自動車による……鶴岡ですか、すみません、協定を結んだというようなこともあるようですけれども、今後、公用車を導入する際にはそういったものも必要だと思うんですけどもお考え、当然、新庁舎では非常電源設けるわけですけども、万が一の小規模な停電等々にも使えるわけですので、そういったものもぜひお考えどうでしょうかね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回の千葉県被害、災害状況を見ますと、立ち木が倒壊して、電柱を巻き込んでということで、その電柱の復旧に立ち木が邪魔をして入れないと、長期間になってしまったというようなこと、複合的な形で時間がかかった復旧だったんだなというふうに思います。

本町内でもそのような状態が起こらないということはないわけでありますので、非常時に備えた形での非常電源の確保というのは、喫緊の課題というふうに捉えております。

電気自動車の利点も当然あるわけですけども、逆にいうと水害には弱いと。水害のときにはもうさわれないという状態になりますので、そういう意味で、そのプラスとマイナスをやはりしっかり見きわめていかなきゃいけないのかなというふうには思っております。

私自身も例えば太陽光で発電したものが電気自動車で充電して、それが使えるということは大変有効な手段だというふうには思いますけれども、もう少し研究をさせていただいて、結局分散型のエネルギーということになりますので、各家庭、各地域の中で何とか助け合えるような仕組みというのがつくれないのか研究させていただきたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 それも、これも昨日の一般質問でCO₂削減でいろいろな方面からの電気の供給というものを考えていけというような質問もあったようですけれども、ぜひそういったもので自家消費、万が一の場合には自家消費できるような電源確保というものを目指していただきたい、こう思います。

水道ですけども、申し上げたとおり県水一本ということですけども、以前、隣接市町村からも供給できるような配水設備を整えるというようなお話あったような気がするんですけども、その話というのはどうなっているのでしょうか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問なんですけれども、隣接というよりも、いわゆる企業局の本管に緊急時の際の弁というのがありまして、そこから持ってくるというふうに私は認識し

ております。

議員、ご質問というか、ご指摘の隣接からの配水ということは現時点では、ちょっと私承知しておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 やはり県水一本ではちょっと不安な点もあるわけですので、さまざま検討していただくようお願いしたいんですけれども、飲み水に関しては少々間に合うのかなと思っているんですけれども、産業用、特に畜産団地等々につきまして、畜産、酪農、生きもの、あるいは園芸等々にも水を使うということなんですけれども、特に牛、畜産関係については飲み水がなければもう大変なことになるということなわけなんですけれども、こういったものの供給というのは、人命第一というのはもう当然わかるんですけれども、後にたたらしないような最小限の水、水源確保というのは必要だと思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 昨年の北海道の胆振東部地震の折に北海道全体が停電したということの中で、酪農家が大変苦勞された報道をされておりました。乳が搾れなくて、乳房炎で病気になって牛が死んでいくというようなことが報道されたところであります。

ただいまいただいたように、水も同じように生きものでありますので、これも大事なライフラインということになります。そういった緊急時については、やはり農家の皆さんとも互いに連携を図りながら応援していかなくちゃいけないんだろうというふうに思います。直接的な引水になるのか、河川の水も含めて利用できるのか、そういったところなども含めて検討させていただくことになるのかなと思います。

また、私たちとしては、工場などの水を使う工場もありますので、その工場の災害時の事業継続計画なども見せていただきながら、何らかの支援を町としてできるのか検討させていただきたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 その物品の製造業については休んでもらってもしようがないのかなと思うんですけれども、やはり生きものを飼っている方については、特に米沢牛の主産地である川西町でまず水がなくて、牛がもう失われたという、そういったときはゼロからのスタートになってくるということになるわけで、今まで築き上げたものが一旦休んでしまうということになりかねない事態になると思いますので、ぜひ自然の川水等々も含めながらも、やはり水源の確保、

畜産の方と、あるいは園芸ハウス等々の経営の方などとも協議しながら水の確保というのは、早急にやはり必要だと思っておりますので、ぜひこれをご検討いただきたいと思っております。

最後に、携帯、今までずっとお話の中で、どうもデジタル無線が大雨の中では通信できない、通話できないというようなお話があったわけで、高島ではデジタル無線を使うよりも携帯をほとんど使ってやったというようなお話ですけれども、基地局業者、キャリアというか、その方々との話し合いというか、万が一の場合の話し合いというのは実際のところやっているものでしょうか、どうでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 通信業者との直接の話をこれまでした経過はございません。先ほどの東北電力とは年に1回、懇談会というふうなことで定期的な会合を持っておりますが、通信事業者とはそのような機会がございませんので、今後そういった主な、電力と同じような機会を設けてまいりたいなというふうに思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ、今はぜひとも必要なものでしょうから、これも通信業者と詰めながら電源確保等々も確実にできるような体制をつくっていただきと、こう思います。ライフラインについては、比較的平場だという安堵感はあるわけですが、いざとなればどうなるかわからないということがございますので、ぜひきちんとした形で整備をしていただきたい、こう思います。

ほかにいろいろ質問ございましたので、私はこれで一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時10分といたします。

(午後 1時45分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

○議長 第4順位の高橋輝行君は質問席にお着きください。

12番高橋輝行君。

第4順位、高橋輝行君。

(12番 高橋輝行君 登壇)

○12番 よろしくお願いを申し上げます。

私からも台風19号の被災された方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

前段、同僚議員からも19号の関係ございましたが、私からも若干質問させていただくところでございます。

十四郷クラブという会派でございますが、十四郷クラブの高橋輝行でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、6項目ございますが、基本的な私ども議員、改めて私から申し上げるまでもないんですけども、こういった議員必携というものがございまして、これが私は基本だと思うわけでありまして。私もなかなか脱線することなどもありまして、ご注意を受ける場面が多いわけでありまして、その点、わかりやすく町民目線に立ってお話をして質問することを努めておりますので、よろしく加藤議長初めご指導いただきたいと思っております。

さて、財政調整基金、私ずっとことしの春4月、初当選させていただいてから、町は金がない、金がない、同僚議員からもありましたけれども、そういう答弁が原田町長から、あるいは所管の担当課長からもよく出てくるわけでありまして。でありますから、金がない、財政が大変だとは何なのかということはずっと私なりに勉強して、町民がわかりやすい今の町の実態というものを説明するにはどういうふうにしたらいかなというふうを考えておるところであります。きょうもそういう観点から、そういう論点から質問申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

さて、この財政調整基金でありますけれども、ひとつお尋ねしたいのは、標準財政規模の額と現在の財政調整基金の残高は幾らか。この標準財政規模というものについては、9月の議会の際、勉強したというふうに申し上げますと、そういう基準があるんだなということで、あえてここに標準財政規模の額と現在の財政調整基金の残高について、まずお尋ね申し上げます。

ちょっと紹介したいんですが、白鷹町の一般会計の総額は90億8,000万であります。この標準財政規模というものは47億であります。いわゆる財政調整基金、わかりやすく言えば、町の貯金であります。これは9億円ということです。白鷹町の紹介であります。本町は幾らになるのか。これは国の基準がございまして、標準財政規模の5%以上、答弁があろうかと思っておりますが、白鷹町の場合は実に5%以上どころか19%、健全な町の運営をされておるなあ

ということが、この数字から読み取れるのではないかというふうに思います。

私は、③として、この財政調整基金ですけれども、冬期間、これから除雪ということで補正予算が出てくるわけでありますが、過日ありました人事院勧告に基づく一般職の給料のアップ、あるいは町長も含む私どもも含むわけですが、特別職のアップの問題、こういうものを出費しなければならないわけであります。この金額も財政調整基金、いわゆる貯金に頼らなければならないということになるかと思えます。でありますから、私は枯渇している、いわゆるないに等しい額、これでこういった、これからの冬期間の除雪大丈夫かということで、③に質問申し上げたところであります。

台風19号ですけれども、同僚議員がさまざま、きのうは伊藤寿郎議員なども質問されておりましたし、るる、あとご案内のとおりです。本当に勉強されているなというふうに思いました。私からは通告はしておりますが、答弁の内容をお聞きしながら再質問をさせていただきたい。

ただ、この被害の総額、これについてはこれも通告しておりますので出てくると思いますが、これも先ほど申し上げました台風19号、こういう災害時にこれこそ財政調整基金、いわゆる町の貯金を使うわけです。これがなければ、これに対応できないわけです。町長は、町独自の施策をやるというお約束をされましたけれども、これ本当にできるのかなど。できるというふうにお約束されたとすれば、どうせやるんだったら、先ほど来の質問ではありませんけれども、年内中にこれはご支援をしたほうがいいのではないかと思うので、しかし、本当にできるのかということも含めて総額であります。台風19号の経費の問題であります。

3番目ですけれども、中央省庁の陳情ですけれども、これは先ほど橋本議員から日本共産党という会派のご紹介がありましたけれども、今政権与党というものは、自由民主党と公明党というふうに思えます。中央陳情に加藤議長を含め、議会の各委員長が行かれました。町長が団長であります。消費税10%アップ反対の議員が大半でございまして、中央陳情、しかし返事をもらったのかなということで、この辺の悪影響はなかったのかどうかという通告を申し上げたところです。

さらにですけれども、私も個人的に上京して3日ほど東京におったわけですが、ちょうど中央陳情11日の次の日でしたけれども、12日の次かな。鈴木憲和2区選挙区の代議士と会っておらないわけです。誰に陳情したのかなとお尋ね申し上げたい。

るる女性消防隊の応援等も書いておりますけれども、今申し上げた中央陳情に町長、加藤議長でしょう、あと各常任委員長ですよ。地元の衆議院の2区の、国に行ったんですよ、東

京に。東京に行ったのに、2区の代議士の地元の鈴木憲和代議士とお会いになっていない。どなたに陳情してきたのかお尋ねを申し上げたいわけでありませぬ。

女性消防隊の全国大会がありましたから、これに合わせて陳情日程を組んだというふうには思いませんけれども、同僚議員の同じ会派の島貫 偕議員から言わせれば、非常に合理的な中央陳情だというふうになるほど。合理的だと。合理的に中央陳情を鈴木憲和代議士がいなくても次の日に女性消防隊の全国大会があったわけですから、非常にやはり考えてみれば合理的だと思いますが、地元の代議士に昨日来の話ですとお会いできなかった。しかし、その陳情の成果についてお尋ね申し上げたい。

統一地方選挙がございまして、私も返り咲きをさせていただきました。県会議員の選挙でありますけれども川西町から県会議員の火を消すな、川西町から県会議員の火を消すなという合い言葉で地元の県議も当選したわけでありませぬが、国を挙げてこの統一地方選挙という日程の中で、投票日を待たないで町長と加藤議長が東京都のさくら祭りのイベントに出席したというお話がございませぬが、これは本当なのかどうかお尋ね申し上げたい。

4番目であります。

町の慶弔規定ですけれども、この間、原田町長のお母様が亡くなられたという、心からお見舞いを申し上げたいわけですが、この際、この私にも、議会の職員から原田町長のお母様のいわゆる知らせをいただいたわけですが、慶弔規定はどういうふうになっておるかというふうに議会事務局の職員にお尋ねしたところ、それは案内をすることがなっていないと。しかし、議長判断だということですから、知らせ、そういうものは私はお断りするものではありませんからね、そういうふうに先輩方からも聞いておりますので、連絡は承りましたということなんですけれども、その時々のお雰囲気ですと、この組織というものは大変になっちゃうわけですよ。そういうことなので、この慶弔規定について、町のほうと、議会のほうはいずれ機会があろうかと思ひます。お尋ね申し上げたい。

この、あと弔意、弔辞ですけれども、これも慶弔規定の中でどういうふうになっているのかなど。普通私も親戚なり地元のご不幸の場合は、原田町長から弔意というものをいただくわけですが、この弔辞ということになりますと何か基準があるのか。これも慶弔規定関係でございませぬ。

5番目であります。

お金のことを余り聞くなということの後援会からも言われておりますけれども、1期4年務めた場合のこの町長の退職金の問題でございませぬ、退職金。これはもらえるものはある

わけですし、その制度もありますので、これについてお尋ね申し上げたいところでもあります。

私のとったデータによりますと、1期4年間で原田町長というよりも川西の町長を務められた方は2,200万と、1期4年ですだからね。今回4期務められて5期目ということになりますと1億を超えるという、そういう額でございますが、私のいわゆる情報が誤っているのかどうか、この際お尋ねを申し上げたい。

あわせて副町長と教育長についても、ちょっと退職金制度がございますようなのでお尋ね申し上げたい。

6番目は第三者委員会であります。

固有名詞をあげないように言われておりますが、これは安部さん、安部君ですか、なかなかその、私はその当時議員を休んでおりましたけれども、安部さん側は弁護士を立てられて、そして、今、町との交渉中といたしますか、何という表現がいいんでしょうね、この第三者委員会というものをつくって、町長が交渉でなくて、その第三者委員会の判断に任せるということです。現在どのようになっておるのか。300万超えましたか、課長、あの予算。第三者委員会設置のために費用弁償等含めてこの財政調整基金に金がない中で、血税、税金、400万近くの予算を過日の臨時議会で議決しているわけであります。でありますから、安部さんのことを聞くでなくて、今現在どうなっているのかと。これは議員として当然でしょう。でありますから、私は第三者委員会についてどうなっているか、現在。どう進んでいるのかということを通告申し上げたわけであります。

私は、これずるずると引っ張るでなくて、早目にやはり遺族の方に寄り添う、そういう形で解決をすべきだということを何回も申し上げてきたんですけれども、弁護士を立てて、こっちも弁護士、第三者委員会400万からのお金をかけて、これまた長引けばまたさらに税金投入ですよ。非常にお互いの関係が私はよくない方向に、原田町長は引っ張っていつているでないかというふうに思うわけで、ちょっと厳しい言い方ですが。

さらに年明け間もなくですけれども、町長選がございます。原田町長は9月の議会で同僚議員の質問に対して5期目も出るという、選挙は年明けての4月であります。第三者委員会、答弁を聞かないとわからないんですけれども、これずっと引っ張っちゃえば、町長選挙の結果の出た後、第三者委員会の結果も出るという、非常に何か思惑的に思われても仕方ない、そんな感じもしないわけでありまして、どうなのかと。私はスピード感を持って、その委員がいるにしても、町長選挙の前に結論を出して、そして早目に職場というものの雰囲気改善して、安部さんがもう言っているわけですから、息子の死を無駄にしないで。これに応え

る。

そして、来たる選挙、どなたが立候補するかわかりませんが、今現職の原田町長は、この議会壇上で5期目を目指す、はっきり9月の議会に申されたわけなので、そのことを含めて審判をいただくためには、私は第三者委員会、これは選挙の告示前に結論を出すべきですよ。どういうふうなお答えになるのか、お尋ねしてから再質問を申し上げたいと思います。

以上、6項目でございます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 高橋輝行議員のご質問にお答えいたします。

初めに、財政調整基金についてであります。年度当初には、歳入額が未確定な財源が多いため、年度内の財源を調整し、円滑な財政運営を図るため活用している基金であります。財源確保に向けた調査・研究を重ねながら歳入額の確保を図り、年度末には適正規模の確保に努めてまいりました。

財政調整基金の適正規模については、一般的に標準財政規模の5%から10%が適正とされており、本町は5%の積み立てを目標としてまいりました。本町の平成30年度の標準財政規模は64億1,856万9,000円でありますので、平成30年度における財政調整基金の適正規模は約3億2,000万円となります。これに対し平成30年度の積立金現在高は約3億6,000万円でありましたので適正規模を上回っております。

しかしながら、毎年財政調整基金を歳入に充当しながら予算編成に取り組んでおりますので、より安定した財政運営を推進するには一層の基金の確保が必要であると考えております。

現在の積立金現在高は平成31年度当初予算の編成に当たり、財源調整のため2億円の繰り入れを見込むとともに、この間10月12日からの台風19号による災害対応などの財源として繰り入れを見込み、今定例会に上程しました第6号補正後の積立額は約1億2,700万円と見込んでおります。

次に、白鷹町の本年度の一般会計予算をどのように思うかについてであります。議員からご紹介のありました白鷹町の財政調整基金の積立金現在高が本町の目標とする5%を大きく上回っていることは承知しております。冒頭申し上げましたとおり、財政調整基金は年度内の財源調整を図るための基金でありますので、本町としても適正規模の確保に努めてまいります。

また、白鷹町における町民ラウンジを中心として図書館と役場庁舎をつないだまちづくり

複合施設の建設に当たり、公共施設等適正管理推進事業債のほか過疎債の活用のほか、地元産材の活用による国交付金の交付を受けて事業を推進されたと伺っております。本町においても、経済産業省並びに環境省の有効な補助事業を導入するとともに、過疎債の活用を予定しております。

さらに、防災倉庫の整備には、過疎債と同等の財政措置が受けられる、緊急防災・減災事業債の活用を予定するなど、有利な財源確保を図り実質負担額の提言に努めております。

次のご質問にお答えいたします。

現在の財政調整基金の積立金現在高は、本町の目標とする規模を下回っている状況にありますが、歳入額が未確定な財源があるとともに、台風19号関連の対応経費については、中央省庁要望にあわせて関係省庁への支援を緊急要望として実施しており、今後国の支援が受けられる見込みもありますので、これらの取り組みを通して財源確保に努め、適正規模の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、庁内各課予算の適正執行、使い切り防止に向けた通知も行っているところであり、このような取り組みを行いながら、今後の除排雪経費が増加した場合の対応等に備えてまいります。

次に、台風19号の災害対応について、災害対策本部はいつどこに設けたのかについてであります。10月12日の午後9時43分に役場内に設置しました。

次に、連絡体制、町民、自治会、消防団、職員等はどうにしたのかについてであります。10月12日午前10時に総務課危機管理担当職員が総務課で待機を開始しました。午後3時38分、大雨警報（土砂災害）が発表され、総務課長、総務課職員が参集し、第1次体制をしました。その後、大雨洪水警報及び強風警報が発表され、午後6時45分に、三役、各管理職が参集し、第2次体制の災害対策連絡会議を開催しました。さらに、最上川や県河川の水位状況などから午後9時43分に第3次体制となる災害対策本部を設置しました。

同時に大塚、犬川、中郡、吉島の4地区に警戒レベル4の避難勧告を発令し、本部長の指示のもと、本部員は各部員へ指示、担当任務に基づき活動を開始するとともに、地域連絡員は午後10時以降、緊急避難所開設に伴い、各避難所及び自主防災組織との連絡調整の任務を開始しました。

次に、消防団、水防団への出動要請等ではありますが、午後8時15分に消防団長に水防団の出動要請を行いました。以降、水防団活動がなされ、河川巡視、水防活動、避難誘導、復旧活動等で延べ432人の団員が出動しました。

次に、町民自治会への避難勧告発令の周知については、午後10時以降、対象4地域で車両による広報を開始したほか、エリアメール・登録制メールによる周知やホームページ、フェイスブック及びLアラートによる周知を行いました。

次に、本職が対策本部を留守にした時間についてであります。10月13日の午前6時に現場に出向き、午前8時に帰庁しました。この間の本職の行動については、最上川の水位が低下し、元宿川との合流点において水位の低下が確認できたことから、各避難所の状況確認や本部へ届いた災害情報の現地確認、また浸水被害の状況把握のため現地に出向きました。

役場災害対策本部では判断できない被災の状況を、いち早く把握する必要があると考え現場確認に出向いたものであり、本職が本部不在時には連絡体制を確認し、副本部長である副町長に本部の指揮を依頼しました。

次に、被害に要する経費は総額幾らになるのかについてであります。農地及び農作物被害、稲わら等堆積撤去及び処分経費、道路、林道における災害復旧経費等として、町全体の総額は現時点で約6億4,000万円と見込んでいます。

次に、中央省庁の陳情について、中央陳情と合わせて研修会をいつからするようになったのかについてであります。道路網の整備を初めとする社会資本の整備や産業振興等、本町の課題解決を図るためには、本町のみでは解決できない課題が多いことから、例年、議会と一体となって中央省庁と県選出国會議員等への要望活動を実施しているものであります。あわせて、国における各種施策の推進状況を確認し、その後の町政の振興発展に寄与することを目的として、中央省庁の担当職員を講師に招いた政策研修を平成17年度から実施しております。

要望活動の出席者については、町側から本職が出席するとともに、議会側からは議長、副議長を初め各委員長等の皆さんに出席いただいております。議会と町が一体となって、本町の将来の活性化に向けた要望活動並びに政策研修を行っているものであります。

次に、中央省庁要望等の実施時期については、議会と町、双方の日程調整を行うとともに、要望先となる中央省庁の日程調整を地元選出の衆議院議員、鈴木憲和事務所に依頼し、日程を決定してまいりました。

近年、11月ごろに実施することが通例となっております。今回は、議員からご指摘のありましたとおり、第200回臨時会の会期中の日程となりましたが、環境大臣政務官兼内閣府大臣政務官に就任された加藤鮎子衆議院議員と面会することができ、政務官室を訪問し、現在農林水産省と環境省が一体となって取り組みを推進している稲わらの回収・処理事業の概要

説明を受けてまいりました。このほか、芳賀道也参議院議員とも面会し、本町の重要課題の解決に向けた支援を要請してまいりました。さらに、遠藤利明衆議院議員事務所、舟山康江参議院議員事務所を訪問し、要望書を提出しております。

要望内容が令和2年度の重要事業の推進に向けた内容となっておりますので、今回の要望活動の成果を現時点でお示しすることはできませんが、今回は特に、10月12日からの台風19号による甚大な被害を受けたことから、その復興支援を緊急要望として取りまとめ、関係省庁に対し要望しております。その成果として、さきの稲わらの回収・処理に対する支援事業が講じられたほか、災害ごみの回収・処理に要した経費への支援や、保管中の米が浸水被害を受けた農家の営農再開に向けた支援等に結びついたものと評価しております。

要望活動の全行程を議会側出席者の皆さんとともに、中央省庁要望活動等が終了後、私は横浜市で翌日開催される第24回全国女性消防操法大会の応援のため現地に向かいました。

次に、今春の統一地方選挙（県議選）の際の町田市さくら祭りへのイベント出席についてであります。4月5日の午後に出発し、1泊した後、翌6日のさくら祭りイベントに友好団体として出席し、当日帰庁しております。加藤議長におかれましても、同様の日程で出席されております。

出席した理由については、これまで30年以上にわたり町田市と相互交流を続けており、今年度についてもさくら祭りイベントの案内をいただいたことから、県議会議員選挙の最中でありましたが、交流推進の重要性を鑑み、出席をしたものであります。5日には、町田市役所を訪問、本町から市内の障害者施設へ米を毎年贈呈しており、副市長へ目録を手渡ししました。さらに市長や議会議長を初め幹部の皆さんと懇談をしております。さらに町田市と友好親善を結ぶ沖縄市や長野県川上村、東京都大島町ほか友好団体の皆様と意見交換交流をしてまいりました。

次に、町民が亡くなったとき、町が生花をあげる規定はについてであります。本町の常勤及び非常勤の特別職、川西町名誉町民に関する条例による者、一般職の職員、以前にこれらの職員であった者並びにこれらの配偶者や同居する親族のほか、町の振興発展に寄与し、その功績顕著な者として、町民の方に対し川西町慶弔規程に基づく弔慰金及び生花の支給をするものとしております。

この中で、町の振興発展に寄与し、その功績顕著な者への献花の規定はありませんが、町の振興発展に顕著な功績があった方に対して町として最大限の敬意をあらわすため、花を献じさせていただいております。

次に、本職が弔意をあげる場合と弔辞を読む場合の基準はについてであります。特に規則等によって定められた基準はありませんが、町の幹部や議会議員等公職をお務めいただき、町政発展にご貢献された方々には町を代表し、弔辞を奉呈しております。また置賜地方町村会長として奉呈する場合があります。

さらに私自身がさまざまな形でご指導、ご厚情を賜った方に対し弔意を示した場合があります。

告別式当日の公務の状況等も鑑みながら、これらを総合的に判断し対応しています。

次に、10月に逝去、11月4日の母の告別式に際しては、山形県並びに山形県知事を初め多数の皆様へ献花、弔電等弔意を賜りました。

また、町議会からも多数の議員の皆様にご焼香を賜り心から感謝を申し上げます。

一生懸命生きることが精いっぱいであった母が天寿を全うし、あのように盛大に見送りいただいたことは身に余る光栄であり、母になりかわり、心から御礼を申し上げる次第であります。

さて、本職の母の葬儀の場合は、町の慶弔規定の基準に当てはまるのかについてありますが、町からは香典と生花1基を賜りました。川西町役場のトップの近親者に対して、県や近隣自治体、民間の状況も参考にしながら判断対応いただいたものと感謝しております。

次に、本職の退職金について、制度、町の掛金（負担金）はについてであります。地方公務員の退職手当については、地方自治法第204条の規定により、各地方公共団体の条例で定めることで支給できることとされております。

本町は、財政の安定等の確立を目的として、山形県内の市町村9市22町村13の一部事務組合で構成する山形県市町村職員退職手当組合に加入し、全組合市町村相互共済による共同処理を行っており、当該組合の議会で国家公務員の例により定める山形県市町村職員退職手当支給条例に基づき執行しております。

退職手当は、当該条例に基づき常勤勤務に服することを要する者が退職し、または死亡した場合におけるその者またはその者の遺族に対し退職手当が支給されるものであり、本町においては、常勤特別職及び常勤の一般職の職員が支給対象となります。

常勤特別職の退職手当支給額は、退職日給料月額に1月当たりの支給率と勤続月数を乗じて積算され、任期を満了した際の副町長の退職手当は1,064万4,960円、教育長の退職手当は497万160円となります。

また、町の負担金についての当該条例第24条の普通負担金の規定に基づき、給料月額に普

通負担金率を乗じた金額を負担しており、その額は町長においては月額15万9,600円、副町長においては月額12万7,300円、教育長においては月額11万1,150円となっており、年間477万6,600円となります。

退職手当の支給については、前述のとおり法的な義務づけはありませんが、国や他の地方公共団体との権衡に鑑み支給することとしており、支給要件等は独自に定めることはなく、当額組合議会において国の基準を例として制度化して運用されているものであります。

次に、第三者委員会について、現在どのような状況なのかについてであります。元職員の自死に関する第三者調査委員会については、令和元年10月24日の川西町議会臨時会において、長時間労働と自死の因果関係、パワハラ、いじめの有無と自死との因果関係及び調査結果に基づく再発防止等の提言を目的とした当該委員会の設置に関する条例及び所要経費に対する補正予算をご可決いただいた以降、総務課長及び人事担当職員が設置に向けた具体的な行動に入り、委員の人選についてご遺族代理人と複数回の協議を経て、11月7日付で山形県弁護士会に対し委員3人の推薦依頼を行ったところであります。

現在、県弁護士会からは、人選は弁護士推薦委員会にて協議する必要があり1カ月程度の時間を要すること、依頼した3人全てについて人選することが困難な場合もあるとの話をいただいているところであります。なお、県弁護士会で3人の人選が不可能な場合は、不足する委員について県外の弁護士会に対し推薦依頼を行う必要があり、さらに時間を要することとなります。

次に、町長選挙告示前までに結論を出すべきだと思えるのかについてであります。本職といたしましても、元職員が自死に至ってしまった事実確認に基づく早急な真相究明及び原因究明を切望するところであります。しかし、第三者調査委員会は、本町の都合だけで事を進めることはできない独立した町の附属機関であり、委員に裁量が全て委ねられています。よって、第三者調査委員会の性格上、町当局から結果を急ぐことの恣意的な注文をつけることはできないものと考えております。第三者調査委員会で中立、公正公明な調査を行っていただくためには、一定の時間を要するのではないかと考えております。

次に、この件について町職員の負担についてであります。前段申し上げましたとおり、中立性、公平性の観点から、本件に対する調査手法の選択と決定は第三者調査委員会が有しており、具体的な調査手法とそれに対する負担がどの程度課せられるかについては、現時点では未定であります。

しかし、他団体等の先例の調査手法を見れば、各種資料の提供、職員に対するアンケート

及びヒアリング等が実施されており、多少なりとも負担は発生するものと認識しております。

ただし、本調査委員会の目的達成のために積極的な役割を果たすことはちゅうちょすべきではなく、企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン第3、企業等の協力についての指針にのっとり、調査に対し職員の協力を求めてまいりたいと考えております。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 残り18分ということで、いつも支持者の皆さんからは、特におまえやり方が下手だな。再質問がよくよくでないかということで、今回も失敗した感もしますけれども、実は私はそう思っていないんですよ。

これは大事なことなので盛りだくさんになったわけですが、まず、この財調関係は、このケースがありますよね、さまざま。この前もいわゆる財政担当課長からですか、井上課長から片仮名の私覚えが非常に疎いんですけども、さまざまなケース、財政調整基金の実質公債費比率から始まってですね、これ考えてみますと、監査委員ね、これはよく考えますと、大変だというその財政状況の言いわけのいわゆる基準だと思ったんです、最近。

つまり、全部イエローカード、レッドカードになっておらないイエローカード、イエローカードにもいっていないでしょう。これはいわゆる地方交付税に約5割ぐらいかな50%ぐらい頼っている本町にとっては、あとの足りない分、100億のうち50億、ざっとですよ、町民にわかりやすく言えば、これは地方交付税来ますけれども、あとさまざまな税金がありますが、地方債ということが一番大きいのかな。これ借りるために、あなたのところには、川西町にはお金貸すことできるよと、借りられるよと、そのための計数でないかというふうに最近ちょっと思っているんですよ。

これどうも議場では言葉を気をつけなければならないわけですけども、このいわゆるさまざまデータいただきますよね。ちょっと言葉忘れたと思われまますけれども、実質公債費比率から始まって何比率、何比率があるでしょう。これ全部クリアしているといつも言うわけです。どこの市町村も言っていると思うんです。これは結局足りない分のおんたのところに町に貸すよという地方債、これ借りなければ何もできないわけですから、そういう材料、つまり民間レベルでいえば、銀行からあなた借金はあるけれどももう少し貸せるよという、そのデータなんですよ。これは国会議員、鈴木憲和代議士にも東大の法学部出ているわけですから、ちょっと研究してほしいと思います。

借金が何ぼあるかでなくて、町が潰れるんでないかという心配よりも、その計数はあなた

のところに地方債を足りないお金を貸すことができるよという、その保証みたいなバックデータなんですよというふうに思えてしょうがないんですけれども、それは私の考えだけ申し上げておきたいと思います。答弁は要りません。またの機会がございます。

台風19号ですけれども、これは2時間、千葉県森田知事ではないけれども、ちょっと考えて、やはり現場見たいのはわかるけれども、本部長はやはり対策本部はあけるべきでないですよ。2時間もですよ、これは問題だと思います。これも答弁要りません。

第三者委員会、これだけお聞きしましょう。

時間がかかると。簡単をお願いしますよ。さらに時間がかかると。この理由はわかりましたけれども、この弁護士会に誰が行ってお願いしましたか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 県弁護士会に本職と総務課の行政管理主査で行ってまいりました。

○議長 高橋輝行君。

○12番 なぜ副町長なり町長ご本人が行って、こういうことだということで、事務方で間に合うとは思いますが、出張で忙しいので行けなかったんですか。なぜ総務課長だけに任せたの。お尋ね申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 第三者委員会設置に向けては、事前に担当の職員、また総務課長がやりとりをしておりますので、その延長として10月24日に条例制定、さらには予算措置をさせていただきましたので、その中身をもって弁護士会にお邪魔したところであります。

○議長 高橋輝行君。

○12番 原田町長のこの答弁書ですけれども、先ほど来あったので、私は毎回ですよ、山形新聞さんの記事をずっと日付だけ時系列的に確認しますとあれでしょう、不幸にもそういうふうに安部君が亡くなったのは3年前なんでしょう。3年間ずっと、安部さん側からすればほったらかしになっていたんだと。何だということで1年前に第三者委員会設置という。これも1年前に弁護士さんを立てて安部さん側が来たときは、第三者委等設置という項目があったんですか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 第三者委員会の設置を求められておりました。

○議長 高橋輝行君。

○12番 第三者委員会の設置は、原田町長、もう1年前から求めておったということでは

う。本人からちょっと。あなたですよ、責任者は。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 その内容は承知しておりまして、町の弁護士と相談させていただいてまいりました。

○議長 高橋輝行君。

○12番 だから、その山形新聞さんのことだけ言うでないけれども、弁護士さんを通じて、交渉は1年前からあったと。交渉という言葉が妥当かどうかですけれどもね。それで、まさかと思ったら、新聞にリークという話はおかしいけれども、ばたばたして私どもも加藤議長を通じて、もう議会手続のないままに呼ばれたわけでしょう。そこからみたいな感じするけれども、もう最低1年前に、今総務課長からあったとおり、安部さん側がその息子を、これは誰だってそうならばそうですよ、真相究明、第三者委員会、1年前にお願いしたんでしょう。もう一回確認しますよ。総務課長ではなくて、あなたからです、町長。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 代理人の方から項目として第三者調査委員会や勤務実態についての情報提供を求められましたので、そのことについては丁寧に内容をお伝えしたところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 余り音を立てないように、興奮しないようにと、テレビもかなりきょうあたり指示者の皆さんから言われているので、私声が大きいだけで特に冷静沈着に再質問させていただいておりますけれども、1年前でしょう、ざっと。1年過ぎたのか。第三者委員会で息子が亡くなったことについて調査してくれ、やってくれということをお願いしてですよ、あったんでしょう、あったわけですよ、今。

ですから、何もこの9月の本会議とか10月の臨時議会でないんですよ。それまで原田町長は、第三者委員会については、いわゆるノーだったんですよ。ノーと言って、第三者委員会つくらなくても解決すると思ったんでしょう。簡単に言ってください。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 昨年の3月にいただいた内容を踏まえながら、その調査項目についてはお伝えしておりますし、その後の代理人方のやりとりは総務課長から説明させます。それでよろしくお願ひします。

○12番 結構です、結構です。いいですか、議長。

○議長 高橋輝行君。

○12番 何でもかんでも申し上げるんでないけれども、朝日新聞の11月20日の新聞のちよっ

と記事なんですけれども、トヨタ自動車、天下のトヨタですよ。2017年に上司のパワハラ。愛知県の豊田の労働基準監督署、ここでは最初は、天下のトヨタさんも、最初はパワハラと死との因果関係を認めておらなかったと、最初は。しかし、最後は認めたと。その結果、労災でしょう。

私はその労災というものを、ちょっとお尋ねします。パワハラについて、その対応の中にあったんですか。簡単にいいですよ。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 総務課長から答えさせます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 一番最初に代理人から2018年、平成30年3月に初めて受任通知書で来た際に、職場でいじめ、パワハラを受けているという情報も聞いておるので、全職員を対象として、そのアンケート調査を実施することを求めますという求めがございました。

○議長 高橋輝行君。

○12番 だから、このトヨタ自動車さんでないけれども、弁護士を立ててですよ、原田町長 そうですね、第三者委員会をつくって真相究明してくれと、誰だって、私だってそうですよ、原田さんだってそうですね、息子がそういう状態になれば。なぜなんだと。なぜなんだと、これは私、安部さんにお会いしたことはないけれども、誰でもそうですね。そこに寄り添ったいわゆる感じを持ってないので、弁護士を立ててだな、第三者委員会つくってくれ、そして、パワハラもあったと思っているので調べてけると、こういうことでしょう。もう一回聞きますよ。原田町長ですよ。簡単に。時間が惜しいからね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 その事件が発生した当時も、そのようなご遺族からの訴えがありまして調査をさせていただきましたけれども、その実態については把握できなかったし、把握できないと、そういうことがアンケート、アンケートといいますが関係職員からの検証した内容でも確認できなかったということで話をさせていただいてきました。その、今回訴えられた内容については……

○12番 わかりました。質問者がわかったというので。ちょっと、とめて。

○議長 今、簡単に説明しておりますので、中断は……

○12番 わかりました。わかりました。

○町長 怪文書などもあったので、そのことを我々としては検証できないということでありま

す。

○議長 高橋輝行君。

○12番 ごめんなさいね、町長ね。私、時間配分下手なものですからごめんなさい。おわび申し上げたいと思います。

ですから、今、トヨタさんのたまたま記事があったのでそれを引用して申し上げているんですけども、やはりこのとおりにいわゆる第三者委員会つくってくれと、パワハラと。最初は天下のトヨタもノーと言っておったんですけども、最後には認めたというか。こういう調査もパワハラについても、第三者委員会のいわゆる調査項目になっているんですか。課長からいいね、長くなっちゃうから。簡単に。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 第三者委員会の委員がそれぞれ調査する内容でございますので、先方から申し出はそのような申し出はございます。ですので、委員はそのことを受けまして調査をいたしていただけるものと思っております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 ですよ。非常に役所の答弁というのはそうなんでしょうけれども。

ここで、特にことしの5月からはパワハラ防止策、法改正がなって云々というふうになっておりますね。そういうことも私不勉強でしたけれども。

さらに、厚労省は今月1日、精神障がい関係の方針を見直すという、そういう。ですから、町長、時間をかければかけるほどですよ、3年前の、原田さん切りかえるんだよすぐ。9月からの議会で、山新に出たのが9月で、そして臨時議会が11月でって、そこから間に合わねえようなこと言っているけれども、最初からその弁護士を立ててだな、ちょっと荒っぽい言い方をすれば、その時点で寄り添ってあれすれば、税金も使うことない、解決もできたかもしれない。私はそう思いますよ。どうですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回の代理人の申し立てについて、その内容については顧問弁護士にもご相談申し上げながら、法的な対応をさせていただいてまいりましたし、何回かキャッチボールをさせていただきながら、昨年10月に答弁し、その答弁した内容でどのような形で進むのか見守ってきたところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 僕の新聞引用だけでごめんなさいね。

この豊田労働基準監督署、男性はパワハラが原因で適応障害を発症し、職場復帰でもできないという状態だと、云々かんぬんということなんです。

ところで、これ町長選の選挙の前にいわゆる解決できないということですね。そういう見通しだということですね。それをお尋ね申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 調査委員会、答弁にありましたとおり、調査委員会の進め方については全て調査委員に委ねることとなりますので、いつ何どきで必ず大丈夫だというような話は確約できるものではございません。

○議長 高橋輝行君。

○12番 課長答弁けれども、ちょっと答弁書出したものとちょっと食い違うんでないですか。この答弁書はですよ、単純に読めば、こうこうこういう理由で選挙前には解決できないと。さっきの渡部議員の質問と同じですよ。できないと言ってみたり、できそうだとってみたり。その辺はやはり私は使命感を持って早目に、そして職員も不安でしょう。職員も不安ですよ。いつ呼ばれるかと。そうでないですか、教育長。担当職員はいつ呼ばれるんだと。そういうような状態で新しい年を迎え、新しい町長を選び、そういうことでなくしたいですよ。

以上を強く申し上げて、また機会ありますからよろしくお願ひしたいと思います。

以上終わります。

○議長 高橋輝行君の一般質問は終了いたしました。

以上をもって一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長 以上で本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午後 3時12分)